

令和 8 年度

水質検査計画



大田市では、令和3年度より、『つなげよう未来へ 暮らしを支える水道事業』を基本理念とした大田市水道ビジョンを策定し、その実現に向けて取り組んでいます。水質検査は、この水道ビジョンにおける重点施策のひとつ『安心して飲める安全な水道』を実現するために欠かせないものです。

水質検査計画は、適正な水質検査を行うための基本的な方針をまとめたものです。毎事業年度開始前に策定し、水道需要者の皆様に検査について広く知っていただくために公表しています。

大田市上下水道部水道課

目次

1 水質検査に関する基本方針	2
2 水道事業の沿革と概要	3
3 水道の原水及び浄水の水質状況	5
4 検査項目、採水場所、検査頻度及びその理由	6
5 検査の方法	9
6 検査結果の公表・評価及び検査計画の見直し	10
7 関係者との連携	11
資料 水質基準項目の説明	別表-1
水質検査予定表	別表-2

Ⅰ 水質検査に関する基本方針

大田市では、市民の皆様に安心して水道水を使用していただくため、以下の基本方針のもと水質検査を行い、安心かつ安全な水の供給に努めます。

(1) 採水地点

浄水^{※1}については水質基準が適用される給水栓^{※2}で採水します。

(水道法施行規則第15条第1項第2号に基づく)

原水^{※3}については水源地及び浄水場の入口で採水します。

※1 浄水場での処理工程後の飲用に適した状態の水のことです。一般的に水道水と呼ばれているものです。

※2 水道管の末端に取り付けてある水を出したり止めたりする栓のことです。一般的に蛇口と呼ばれる器具がこれに当たります。

※3 浄水になる前の、川やダム湖の水、山水や井戸水のことです。

(2) 水質検査項目および検査回数

水道法で義務付けられている項目及び水質管理上必要と判断した項目について検査を実施します。

検査項目は次のとおりです。

- ① 毎日行う検査(水道法施行規則第15条第1項第1号イに基づく)
毎日1回給水栓から採水し、色、濁り、残留塩素濃度^{※1}を測定します。
- ② 水質基準項目の検査(水道法施行規則第15条第1項第1号ロに基づく)
定期的に検査を義務付けられている項目です。過去の検査結果に基づき、適切な頻度で検査を実施します。
- ③ その他の項目の検査(平成19年3月30日付健水発第0330005号厚生労働省健康局水道課長通知(一部改正:令和元年5月29日薬生水発0529第1号)に基づく)
耐塩素性病原生物であるクリプトスポリジウム等による汚染のリスクを査定し、適切な原水の検査を行います。

※1 消毒のために水道水に入っている塩素の濃度です。0.1mg/L以上保持するように水道法施行規則で定められています。

2 水道事業の沿革と概要

大田市の水道事業による給水は、昭和 28 年に開始しました。その後、水需要の増大により順次拡張を行い、令和7年に至るまで水道水の安定供給に努めてきました。

平成 28 年度には市内に点在する簡易水道 12 事業^{※1} 及び飲料水供給施設 1 施設^{※2} を上水道に統合し、給水区域の拡張を行いました。

主な水源と浄水場は、①三瓶ダムを水源とする三瓶浄水場、②仁摩町柑子谷川を水源とする大国浄水場および③島根県企業局の江の川水道用水供給事業による浄水受水の3系統です。浄水場から各配水池を経由し、各地へ配水を行っています。

旧簡易水道については、江の川水道用水供給事業及び三瓶浄水場系統より受水している地区が一部ありますが、大部分は各地区に固有の水源を有しています。

水道施設の概要については、【表-1】のとおりです。

※1 計画給水人口が101人以上5,000人以下のやや小規模の水道事業を『簡易水道』と言います。あくまで法律上の分類であり、設備の構造・水質基準は上水道と同じです。

川合東部簡易水道、志学簡易水道、池田簡易水道、祖式・水上簡易水道、大代簡易水道、富山簡易水道、西部簡易水道、飯谷簡易水道、仙山簡易水道、馬路簡易水道、温泉津簡易水道、井田簡易水道 の12事業が上水道に統合されました。

※2 計画給水人口が50人以上100人以下で水道法の適用を受けない小規模の水道水供給施設が島津屋地区に存在しましたが、上水道に統合されました。



【表-1】 水道施設の概要

事業名	計画給水人口(人)	計画1日最大給水量(m ³ /日)	浄水場(配水池)	所在地	水源	水源の種別	処理方法
大田市上水道	31,300	13,500	三瓶浄水場	大田町野城	三瓶ダム	表流水	急速ろ過消毒
			鳴滝配水池	大田町大田			
			川合東配水池	大田町野城			
			鳥越配水池	鳥井町鳥井	江の川水道 用水受水	-	消毒
			鳥井配水池				
			五十猛配水池	五十猛町			
			赤井受水場				
			仙山配水池	朝山町仙山	多伎水源	地下水	膜ろ過消毒
			島津屋配水池				
			富山浄水場	富山町山中	久谷川水源	表流水	緩速ろ過消毒
			池田配水池	三瓶町池田	高利水源	湧水	消毒
			志学上の町浄水場	三瓶町志学	志学上の町水源	湧水	緩速ろ過消毒
			志学下の町配水池		志学下の町水源	地下水	消毒
			伊勢階配水池	祖式町	祖式第3水源	湧水	消毒
			矢滝浄水場		祖式第2水源	表流水	膜ろ過消毒
			飯谷浄水場	大代町新屋	飯谷水源	湧水	緩速ろ過消毒
			大代配水池	大代町大家	八反田・柿田水源	地下水 湧水	除マンガ ン除ヒ素 消毒
			大國浄水場	仁摩町大國	大國水源	伏流水	緩速ろ過消毒
			仁万配水池	仁摩町仁万			
			矢迫配水池	仁摩町仁万	江の川水道 用水受水	-	-
			馬路配水池	仁摩町馬路			
			湯里配水池	温泉津町湯里	湯里水源	伏流水	消毒
			松山配水池	温泉津町温泉津			
温泉津配水池	温泉津町温泉津	江の川水道 用水受水	-	-			
波路浦配水池	温泉津町福光						
湊配水池	温泉津町福光						
井田浄水場	温泉津町福田	井田水源	地下水	急速ろ過消毒			

3 水道の原水及び浄水の水質状況

近年、三瓶ダムの原水では、夏季から秋季の水温上昇期にカビ臭や土臭などの臭気が生じる問題が起きています。臭気の原因は、植物プランクトン的一种である藍藻類や、微生物である放線菌が産生するジェオスミンや 2-MIB (2-メチルイソボルネオール) という物質で、ごく微量であっても不快に感じる場合があります。この問題に対処するため、水質検査回数を増加して臭気物質濃度の傾向を早期に把握することに努めています。臭気物質濃度が上昇傾向となった場合には、次亜塩素素注入箇所の変更、活性炭投入量の調整等により、臭気物質の除去を行います。

大国水源の水質は、現在のところ比較的安定しています。大国浄水場で処理している原水、浄水の状態及び緩速ろ過池の閉塞状況等を監視できるシステムを導入し、三瓶浄水場にて 24 時間体制で監視しています。

江の川水道用水から受水する浄水については、質、量共に良好な状態であり、安定した水質の水道水を配水しています。

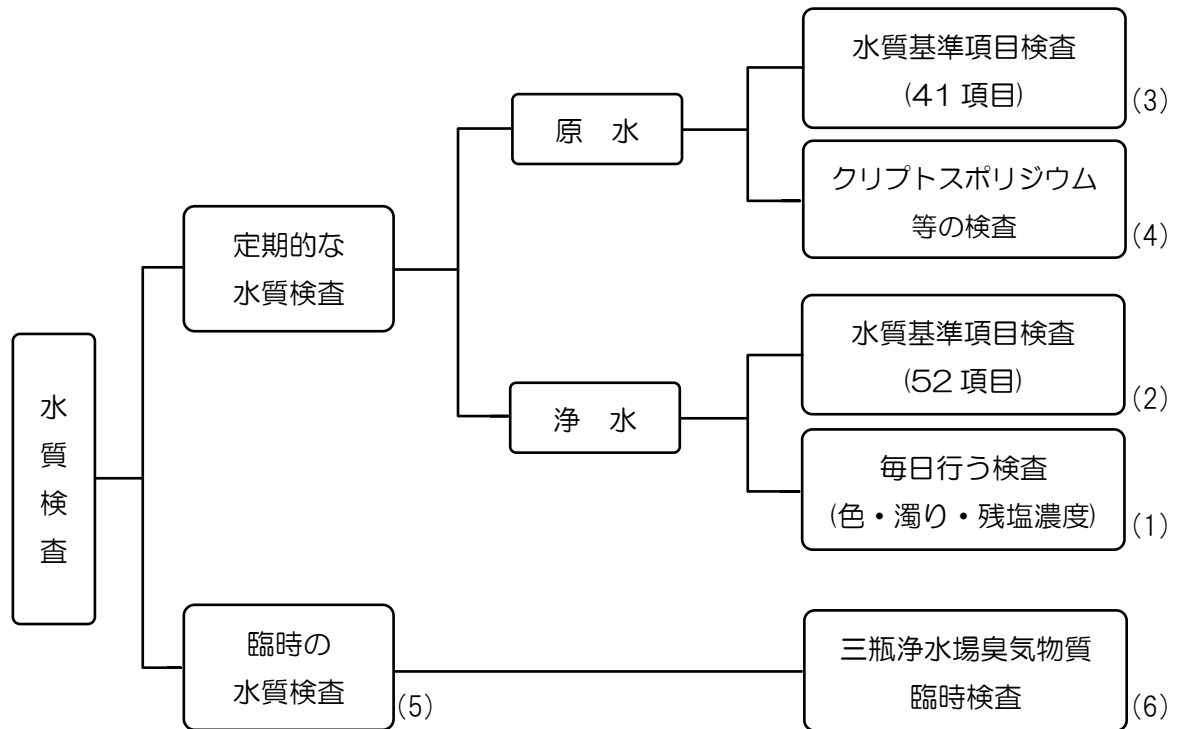
旧簡易水道地区についても、ろ過等による適正な浄水処理を行った後、配水しています。

令和 7 年度に実施した水質検査結果については、全検査項目において基準値を下回りました。引き続き、安全な水質の水道水を供給できるように努めます。



4 検査項目、採水場所、検査頻度及びその理由

水道により供給される水の水質は、水源の水質の変動、使用水量の変動に伴い変化する場合があります。定期的な水質検査は、水質を把握しその異常を発見するために行うものです。異常が確認できた場合は、その対応と並行し臨時の検査を実施します。



(1) 毎日行う検査

水道法施行規則第15条第1項第1号イには、水道水の色及び濁り並びに消毒の残留効果について1日に1回以上実施するように規定されています。色及び濁りについては目視で異常がないかを確認し、消毒の残留効果については、残留塩素濃度の測定値が水道法施行規則第17条第1項第3号に定められた基準値^{※1}を下回っていないかを確認します。

水道法施行規則第15条第1項第2号には、試料は原則として給水栓から採水するよう規定されています。市内採水箇所については【図-1】のとおりです。

※1 水道法施行規則第17条第1項第3号には、給水栓における水道水の残留塩素濃度を0.1mg/L以上に保持するよう規定されています。

(2) 水質基準項目検査(浄水)

水道法第 4 条には水道によって供給される水が備えなければならない水質上の要件が規定されており、水質基準に関する省令には全 52 の検査項目(以下:水質基準項目)及びその基準値が具体的に定められています。

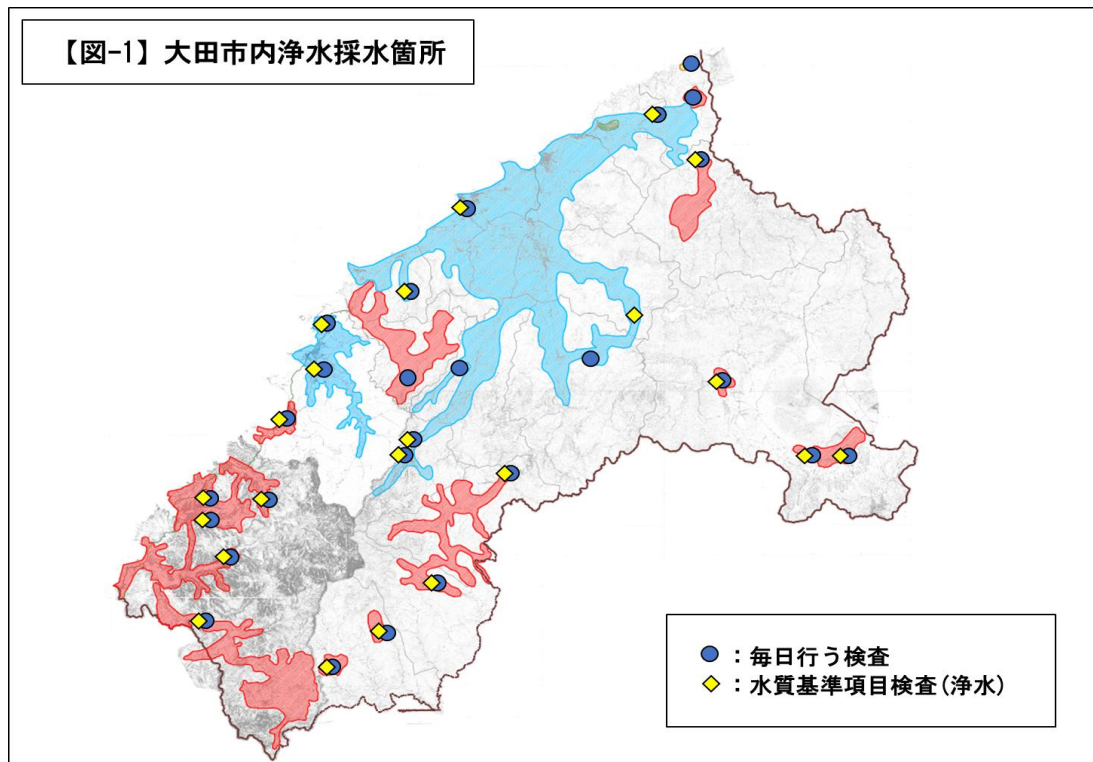
水道法施行規則第 15 条第 1 項第 2 号には、採水場所について、試料は原則として給水栓から採水するよう規定されています。

また第 3 号には、検査頻度について過去の検査結果や水源の状況等を踏まえ、検査回数を省略する可能性について示されています。ただし全ての項目について少なくとも 3 年に 1 回は検査するように規定されています。

大田市ではこれらの法令に従い、適切な検査頻度、検査項目、採水場所を設定し、検査を実施します。水質検査項目、検査回数および基準値については【別表-1】、配水系統ごとの検査予定表は【別表-2】、市内採水箇所については【図-1】のとおりです。

また大田市では、水道水の安全性確保の観点により、水道法施行規則第 15 条第 1 項第 4 号に規定される検査の省略^{※1}は行いません。

※1 水道法施行規則第 15 条第 1 項第 4 号には、当該検査項目について過去の検査結果が基準値の 1/2 を超過したことがなく、かつ水源の状況等を勘案し明らかに検査が必要ないと認められる場合は、第 3 号の規定にかかわらず検査を省略することができる規定されています。



(3) 水質基準項目検査(原水)

原水については、浄水の水質基準項目 52 項目から消毒副生成物 11 項目及び味を除いた 41 項目について、少なくとも年に 1 回水質検査を実施します。

(4) クリプトスポリジウム等の検査

クリプトスポリジウムは哺乳類から鳥類、爬虫類、魚類まで広い範囲の脊椎動物に寄生する寄生性原虫です。環境中ではオーシストと呼ばれる嚢胞体の形(大きさは4~6 μ m)で存在し、増殖はしませんが、ヒト、ウシ、ネコ等の動物に経口摂取されると消化管内の細胞に寄生して増殖し、そこで形成されたオーシストが糞便により排出されて感染源となります。このオーシストは、強い塩素耐性を持つため、塩素による消毒効果が望めません。

このため、厚生労働省では、平成 19 年に「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」を策定しました。この中で、水源のリスクレベルに応じた指標菌検査(大腸菌及び嫌気性芽胞菌)およびクリプトスポリジウム等の検査が定められています。大田市では、この指針に基づき、レベル及びろ過の有無を勘案し原水の水質検査を行います。

(5) 臨時の水質検査

水源等で次に示すような水質の変化がみられ、給水栓での水が水質基準に適合しない恐れがある場合には、必要に応じて各施設及び給水栓において、臨時の水質検査を行います。

- ①水源の水質が著しく悪化したとき。
- ②水源に異常があったとき。
- ③水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- ④浄水処理過程に異常があったとき。
- ⑤配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れのあるとき。
- ⑥その他特に必要があると認められるとき。

臨時の水質検査は水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し水道水の安全性が確認されるまで継続して実施します。

(6) 三瓶浄水場臭気物質臨時検査

三瓶ダムで臭気の発生が予想される時期については、月一回の定期検査に加え、臭気物質 2 項目(ジェオスミン・2-MIB)の臨時検査を実施し、臭気物質

の濃度上昇を早期に把握するよう努めます。

臭気物質濃度が上昇傾向となった場合は、次亜塩素素注入箇所の変更、活性炭注入量の調整等により適切な処理を行い、浄水に臭気が発生することを未然に防ぎます。

令和 7 年度に実施した臨時の検査回数については【表-2】のとおりです。

【表-2】	臭気物質の臨時検査												(回)
採水箇所	検査回数												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
三瓶浄水場 原水	0	0	2	2	1	2	0	0	0	0	0	0	
三瓶浄水場 浄水	0	0	2	2	1	2	0	0	0	0	0	0	

5 検査の方法

水質基準項目の検査には、三瓶浄水場での自己検査※1 及び水道法第 20 条第 3 項に規定する国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関に委託して実施する検査があります。検査機関の選定は、より信頼のおける機関を選定するため、水道 GLP※2 の認定を取得した機関を選定します。

※1 三瓶浄水場で行う自己検査は、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、pH、味、臭気、色度、濁度の 8 項目です。

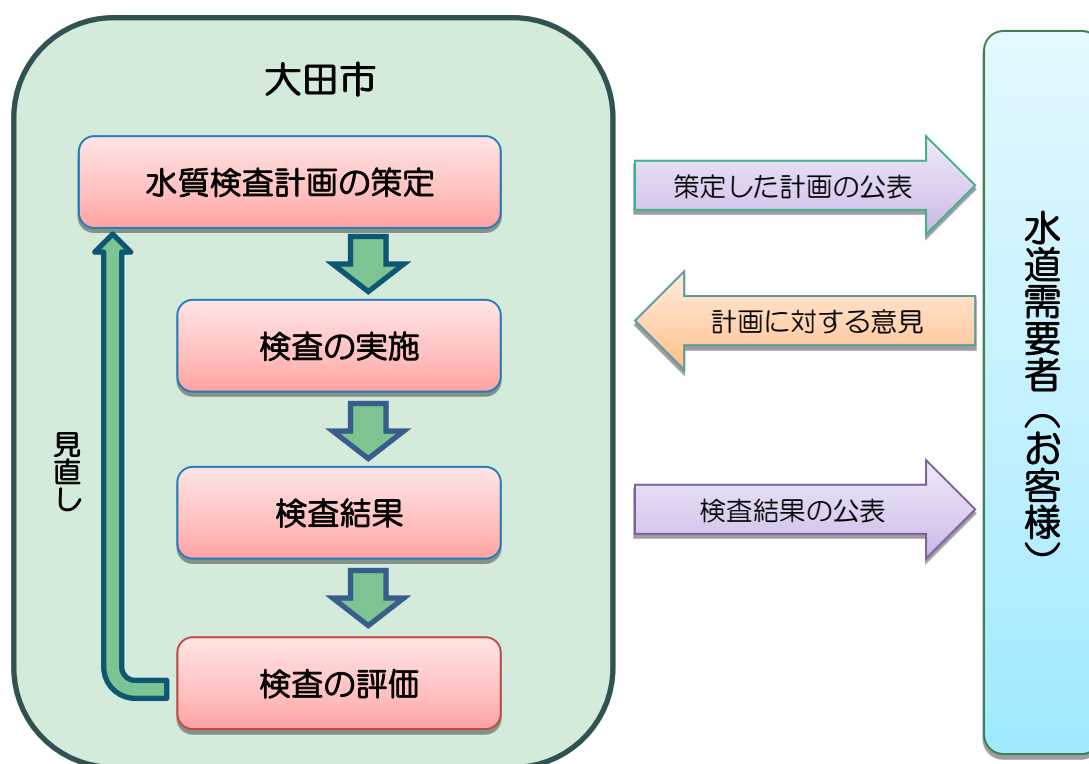
※2 水道 GLP とは、水道水質検査優良試験所規範(Good Laboratory Practice)の略語で、水道の水質検査を実施する機関が、管理された体制の下で適正に検査を実施し、その検査結果の信頼性や精度管理が十分に確立されているかを、国際規格である「ISO9001」と「ISO/IEC 17025」の要求事項を基本に、第 3 者機関(公益社団法人日本水道協会)が客観的に判断、評価し認定する制度です。

6 検査結果の公表・評価及び検査計画の見直し

水質検査計画は、毎事業年度の開始前に見直しを行います。過去の検査結果及び各水源の状況を踏まえ、水道法施行規則第15条第1項第3号に基づき省略項目の判定を行います。個々の水源において特に留意すべき項目がある場合は、安全性を優先した適切な検査回数の設定を行います。また、法改正等に伴う変更があった場合においても、必要に応じて見直しを行います。

水質検査は、策定した水質検査計画に基づいて実施します。検査結果が基準値を超えた項目については直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保するために必要な対策を講じます。実施した水質検査の結果は次年度の水質検査計画に反映します。

水質検査計画及び検査結果については、水道法の定めにより、大田市のホームページ(<https://www.city.oda.lg.jp/>)で公表します。



7 関係者との連携

水道水の安全性を確保するため、水源等での水質汚染事故や水系感染症が発生したときには、必要に応じ、国土交通省及び環境省、島根県健康福祉部、県央保健所、水質汚濁防止連絡協議会、県央県土整備事務所、島根県企業局西部事務所などの関係機関と情報交換を図りながら、連携した現地調査と適正な浄水処理を行い、安心・安全な水道水の供給に万全を期します。

【お問い合わせ先】

大田市上下水道部水道課

〒694-0064

島根県大田市大田町大田口1111番地

TEL 0854-83-8114

FAX 0854-82-6813

E-mail o-suidou@city.oda.lg.jp

水質基準項目の説明

水質基準には「健康に関する項目」と「水道水が有すべき性状に関する項目」が定められています。

○「健康に関する項目」(32項目)

生涯にわたり連続的に水道水を摂取しても、人の健康に影響を生じない量を基とし、さらに安全性を十分に考慮して設定された項目です。

○「水道水が有すべき性状に関する項目」(20項目)

水道水を生活用水に利用する上で支障のない、あるいは水道施設に障害を生じるおそれのない水準として設定された項目です。

○令和 8 年度からペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)が水質基準項目に追加されました。

■健康に関する項目 (32項目)

	水質基準項目	基準値	説明
1	一般細菌	100 個/ml 以下	一般細菌は、水や土中に生息している細菌のことです。清浄な水には少なく、汚染された水には多い傾向があるため、水の汚染状況や安全性を判定するための指標となります。
2	大腸菌	検出されないこと	人及び動物の腸内や土壌に多く存在する。塩素殺菌された水道水には検出されないが、検出された場合は病原生物等に汚染されている疑いがあります。
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/ℓ 以下	鉱山排水や工場排水などから混入し、イタイイタイ病の原因となった物質として知られています。過剰摂取によって腎臓障害や嘔吐、めまい、頭痛などの症状があらわれます。
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/ℓ 以下	地質由来や鉱山排水、工場排水などから混入し、水俣病の原因となった物質として知られています。水銀は蓄積性があり、中毒症状として神経障害などがあらわれます。
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/ℓ 以下	鉱山排水や工場排水などから混入することがあります。半導体の原料等として多く使用されており、過剰摂取により貧血や胃腸障害などがあらわれます。
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/ℓ 以下	鉱山排水や工場排水などから混入することがあります。鉛は、バッテリーや合金、塗料等、多種に使用されています。蓄積性があり、過剰摂取により貧血や神経障害などがあらわれます。
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/ℓ 以下	地質由来や鉱山排水、工場排水などから混入することがあります。ヒ素は半導体材料、薬品等の原料として使用されています。蓄積性があり、過剰摂取により嘔吐、下痢、腹痛、皮膚障害などがあらわれます。
8	六価クロム及びその化合物	0.02 mg/ℓ 以下	めっきなどクロム使用工場排水などから混入することがあります。水道水中の塩素の影響で六価クロムとなり、強い毒性を持ちます。過剰摂取により嘔吐、下痢、肝臓障害などがあらわれます。

【別表-1】

	水質基準項目	基準値	説明
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/ℓ以下	自然界に広く存在しており、窒素肥料、生活排水などからの汚染がある場合があります。高濃度に含まれると乳児にメトヘモグロビン血症を起こすことがあります。亜硝酸態窒素は、極めて低い濃度で健康影響があるため、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の項目とは別に、単独で基準値が設定されています。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/ℓ以下	自然水中にはほとんど含まれず、めっき工場などの排水から混入することがあります。強い毒性があり、微量で血液中のヘモグロビンが酸素を運ぶ作用を阻害し、窒息症状を起こします。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/ℓ以下	農場排水や工場排水などから混入することがあります。窒素肥料や防腐剤等に使用されており、乳児が高濃度の水を摂取すると、チアノーゼ症を引き起こす場合があります。
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/ℓ以下	地質由来や工場排水などから混入することがあります。金属の表面加工やガラス工業等で使用されており、高濃度の水を長期間飲み続けると、斑状歯の原因になる場合があります。
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/ℓ以下	地質由来や工場排水などから混入することがあります。金属の表面加工処理、ガラス工業等で使用されており、過剰摂取により血圧低下、ショック症状などがあらわれます。
14	四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	四塩化炭素は、フロンガスの原料や金属の洗浄剤等に使用されています。地下浸透しやすく、発ガン性物質の可能性があり、過剰摂取により肝臓、腎臓、神経系統に障害を起こすといわれています。
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下	染料の溶剤、ワックス、オイル等に使用されています。発ガン性物質の可能性があり、過剰摂取により肝臓、腎臓、神経系統に障害を起こすといわれています。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	染料の抽出剤や溶剤等に使用されています。発ガン性は低いといわれていますが、地下浸透しやすく、高濃度では麻酔作用があります。
17	ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	塗料の剥離剤、洗浄剤等に使用されています。発ガン性物質の可能性があり、揮発性有機化合物で地下水汚染物質の一つです。
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	ドライクリーニング剤、金属用脱脂溶剤等に使用されています。地下水汚染物質の一つで、発ガン性物質の可能性があり、過剰摂取により肝臓、腎臓に障害を起こすといわれています。
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	ドライクリーニング剤、金属用脱脂溶剤等に使用されています。地下水汚染物質の一つで、発ガン性物質の可能性があり、過剰摂取により嘔吐、頭痛、中枢神経系の機能低下を起こします。

【別表-1】

	水質基準項目	基準値	説明
20	PFOS 及び PFOA	0.00005 mg/ℓ 以下	PFOS、PFOA は、動物実験では、肝臓の機能や仔動物の体重減少等に影響を及ぼすことが指摘されています。また、人においてはコレステロール値の上昇、発がん、免疫系との関連が報告されています。しかし、どの程度の量が体に入ると影響が出るのかについては十分な知見はありません。国内において、PFOS、PFOA の摂取が主たる要因と見られる個人の健康被害が発生したという事例は確認されておりません。
21	ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下	化学製品の原料、溶剤等に使用されています。地下水汚染物質の一つで、発ガン性物質の可能性があります。
22	塩素酸	0.6 mg/ℓ 以下	塩素酸は、浄水過程で消毒剤として使用する次亜塩素酸ナトリウム溶液に含まれています。次亜塩素酸を長期間貯蔵すると、その酸化により、塩素酸濃度の上昇が起こることがあります。赤血球への障害作用があるといわれています。
23	クロロ酢酸	0.02 mg/ℓ 以下	水に含まれる有機物と、消毒に用いられる塩素が反応して生成されます。動物への毒性が強いとの報告があるため、水質基準が設定されています。
24	クロロホルム	0.06 mg/ℓ 以下	水に含まれる有機物と、消毒に用いられる塩素が反応して生成されます。溶剤、麻酔等で使用され、発ガン性物質の可能性があります。
25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/ℓ 以下	水に含まれる有機物と、消毒に用いられる塩素が反応して生成されます。発ガン性物質の可能性があります。
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/ℓ 以下	水に含まれる有機物と、消毒に用いられる塩素が反応して生成されます。発ガン性物質の可能性があります。
27	臭素酸	0.01 mg/ℓ 以下	臭素酸は、浄水過程で消毒剤として使用する次亜塩素酸ナトリウム溶液に含まれています。発ガン性物質の可能性があります。過剰摂取により腎臓に障害を起こすといわれています。
28	総トリハロメタン	0.1 mg/ℓ 以下	総トリハロメタンは、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルムの4物質の総計です。
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/ℓ 以下	水に含まれる有機物と、消毒に用いられる塩素が反応して生成されます。発ガン性物質の可能性があります。
30	プロモジクロロメタン	0.03 mg/ℓ 以下	水に含まれる有機物と、消毒に用いられる塩素が反応して生成されます。発ガン性物質の可能性があります。
31	プロモホルム	0.09 mg/ℓ 以下	水に含まれる有機物と、消毒に用いられる塩素が反応して生成されます。発ガン性物質の可能性があります。
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/ℓ 以下	水に含まれる有機物と、消毒に用いられる塩素が反応して生成されます。発ガン性物質の可能性があります。

【別表-1】

■水道水が有すべき性状に関する項目（20項目）

	水質基準項目	基準値	説明
33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/ℓ以下	鉱山排水や工場排水などから混入することがあります。水道水中に多量に含まれると白濁や、渋味が付くことがあります。
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/ℓ以下	鉱山排水、工場排水や温泉水などから混入することがあります。水道水中に多量に含まれると白濁することがあります。
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/ℓ以下	地質由来や鉱山排水、工場排水などから混入することもあります。水道水中の鉄の多くは、内面にコーティングされていない鉄製の古い給水管から溶け出したものです。水道水中に多量に含まれると茶褐色に濁り、金属臭や苦みを生じることがあります。
36	銅及びその化合物	1.0 mg/ℓ以下	鉱山排水や工場排水などから混入することがあります。水道水中に多量に含まれると金属味を帯び、洗濯物が青く着色することがあります。
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/ℓ以下	自然水中に広く存在し、海水や工場排水などから混入することがあります。水道水中に多量に含まれると味が悪くなります。
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/ℓ以下	地質由来や工場排水などから混入することがあります。配水管内で酸化蓄積したものが水道水に流出して黒い水の原因になります。
39	塩化物イオン	200 mg/ℓ以下	自然界に広く存在します。海水や生活排水、工場排水などから混入することがあります。水道水中に多量に含まれると、塩辛さが付き、味が悪くなります。
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/ℓ以下	主として地質に由来します。硬度の値によって硬水、軟水に区別されます。硬度が高くなると石鹸の泡立ちが悪くなり、洗浄効果が低下します。
41	蒸発残留物	500 mg/ℓ以下	水を蒸発乾固させた時に残る物質で、主な成分はミネラル分や有機物です。適度であるとまろやかな味になりますが、数値が高すぎると苦み、渋み等を付け、味が悪くなります。
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/ℓ以下	合成洗剤の主成分の一つで、工場、家庭排水などから混入することがあります。水道水中に多く含まれると発泡の原因となります。
43	ジェオスミン	0.00001 mg/ℓ以下	カビ臭（純カビ臭）を呈する臭気物質で、主に湖沼などの停滞水域で繁殖する藍藻類等が産出します。微量でも臭気を感じられるため、水質基準に設定されています。
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/ℓ以下	カビ臭（墨汁のようなにおい）を呈する臭気物質で、主に湖沼などの停滞水域で繁殖する藍藻類等が産出します。微量でも臭気を感じられるため、水質基準に設定されています。

【別表-1】

	水質基準項目	基準値	説明
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/ℓ以下	合成洗剤の主成分の一つで、工場、家庭排水などから混入することがあります。水道水中に多く含まれると発泡の原因となります。
46	フェノール類	0.005 mg/ℓ以下	消毒剤や防腐剤、合成樹脂の原料として使用されています。フェノール類を含んだ水と消毒用塩素が反応して、異臭味の原因となります。
47	有機物（全有機炭素「TOC」の量）	3 mg/ℓ以下	水中の有機物の量で、工場排水や生活排水等が混入することによって増加することがあります。多く含まれると味が悪くなります。
48	pH	5.8～8.6	水の酸性、アルカリ性を数値で表したものです。7が中性で、数値が大きくなるほどアルカリ性が強くなり、小さくなるほど酸性が強くなります。基準値から外れると水の性質に様々な影響を与えます。
49	味	異常でないこと	水の味は溶存する物質の種類や濃度によって変化します。不純物が多量に混入すると塩辛さや渋味を感じるようになります。
50	臭気	異常でないこと	水道水は塩素を入れるため塩素臭がしますが、それ以外の芳香臭、土臭、カビ臭、魚臭、薬品臭、腐敗臭等は異常なおいとなります。
51	色度	5度以下	水の色を数値で表したものです。水は基本的に無色ですが、排水の混入や鉄、マンガン等により着色する場合があります。肉眼でほとんど色を感じられない値として「5度」が設定されています。
52	濁度	2度以下	水の濁りを数値で表したものです。汚水の混入や降雨などの影響で濁度が上昇する場合があります。肉眼でほとんど濁りを感じられない値として「2度」が設定されています。

【別表-2】令和8年度水質検査予定表（浄水）

○大田市上水道

No.	検査項目	三瓶ダム系三瓶浄水場				採水箇所				三瓶浄水場内				備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
3	カドミウム及びその化合物														※2 R7年度検査済
4	水銀及びその化合物														※2 R7年度検査済
5	セレン及びその化合物														※2 R7年度検査済
6	鉛及びその化合物														※2 R7年度検査済
7	ヒ素及びその化合物														※2 R7年度検査済
8	六価クロム化合物														※2 R7年度検査済
9	亜硝酸態窒素														※2 R7年度検査済
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	●			●			●				●			省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素														※2 R7年度検査済
12	フッ素及びその化合物														※2 R7年度検査済
13	ホウ素及びその化合物														※2 R7年度検査済
14	四塩化炭素														※2 R7年度検査済
15	1,4-ジオキサン														※2 R7年度検査済
16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン														※2 R7年度検査済
17	ジクロロメタン														※2 R7年度検査済
18	テトラクロロエチレン														※2 R7年度検査済
19	トリクロロエチレン														※2 R7年度検査済
20	PFOS及びPFOA	●			●			●				●			※3 R8年度からの追加項目
21	ベンゼン														※2 R7年度検査済
22	塩素酸	●			●			●				●			省略不可
23	クロロ酢酸	●			●			●				●			省略不可
24	クロロホルム	●			●			●				●			省略不可
25	ジクロロ酢酸	●			●			●				●			省略不可
26	ジブロモクロロメタン	●			●			●				●			省略不可
27	臭素酸	●			●			●				●			省略不可
28	総トリハロメタン	●			●			●				●			省略不可
29	トリクロロ酢酸	●			●			●				●			省略不可
30	ブロモジクロロメタン	●			●			●				●			省略不可
31	ブロモホルム	●			●			●				●			省略不可
32	ホルムアルデヒド	●			●			●				●			省略不可
33	亜鉛及びその化合物														※2 R7年度検査済
34	アルミニウム及びその化合物														※2 R7年度検査済
35	鉄及びその化合物														※2 R7年度検査済
36	銅及びその化合物														※2 R7年度検査済
37	ナトリウム及びその化合物														※2 R7年度検査済
38	マンガン及びその化合物														※2 R7年度検査済
39	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	●													※1
41	蒸発残留物	●			●			●				●			
42	陰イオン界面活性剤														※2 R7年度検査済
43	ジェオスミン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	状況により臨時検査を行う
44	2-メチルイソボルネオール	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	状況により臨時検査を行う
45	非イオン界面活性剤														※2 R7年度検査済
46	フェノール類														※2 R7年度検査済
47	有機物(全有機炭素「TOC」の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
48	pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
49	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
50	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
51	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
52	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可

※1) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間における検査結果が、基準値の5分の1以下であるため、1年に1回以上実施とする。

※2) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間における検査結果が、基準値の10分の1以下であるため、3年に1回以上実施とする。

※3) PFOS及びPFOAについても、第15条第1項第3号ハのただし書き以下の規定を適用できることとする。

【別表-2】令和8年度水質検査予定表（浄水）

○大田市上水道

No.	検査項目	三瓶ダム系鳴滝配水池				採水箇所				大森町地内			備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	●												※2 検査年度
4	水銀及びその化合物	●												※2 検査年度
5	セレン及びその化合物	●												※2 検査年度
6	鉛及びその化合物	●												※2 検査年度
7	ヒ素及びその化合物	●												※2 検査年度
8	六価クロム化合物	●												※2 検査年度
9	亜硝酸態窒素	●												※2 検査年度
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	●			●			●			●			省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	●												※2 検査年度
12	フッ素及びその化合物	●												※2 検査年度
13	ホウ素及びその化合物	●												※2 検査年度
14	四塩化炭素	●												※2 検査年度
15	1,4-ジオキサン	●												※2 検査年度
16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	●												※2 検査年度
17	ジクロロメタン	●												※2 検査年度
18	テトラクロロエチレン	●												※2 検査年度
19	トリクロロエチレン	●												※2 検査年度
20	PFOS及びPFOA	●			●			●			●			※3 R8年度からの追加項目
21	ベンゼン	●												※2 検査年度
22	塩素酸	●			●			●			●			省略不可
23	クロロ酢酸	●			●			●			●			省略不可
24	クロロホルム	●			●			●			●			省略不可
25	ジクロロ酢酸	●			●			●			●			省略不可
26	ジブromokロメタン	●			●			●			●			省略不可
27	臭素酸	●			●			●			●			省略不可
28	総トリハロメタン	●			●			●			●			省略不可
29	トリクロロ酢酸	●			●			●			●			省略不可
30	ブromोजクロロメタン	●			●			●			●			省略不可
31	ブromホルム	●			●			●			●			省略不可
32	ホルムアルデヒド	●			●			●			●			省略不可
33	亜鉛及びその化合物	●												※2 検査年度
34	アルミニウム及びその化合物	●												※2 検査年度
35	鉄及びその化合物	●												※2 検査年度
36	銅及びその化合物	●												※2 検査年度
37	ナトリウム及びその化合物	●												※2 検査年度
38	マンガン及びその化合物	●												※2 検査年度
39	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	●												※1
41	蒸発残留物	●			●			●			●			
42	陰イオン界面活性剤	●												※2 検査年度
43	ジェオスミン	●												※2 検査年度
44	2-メチルイソボルネオール	●												※2 検査年度
45	非イオン界面活性剤	●												※2 検査年度
46	フェノール類	●												※2 検査年度
47	有機物(全有機炭素「TOC」の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
48	pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
49	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
50	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
51	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
52	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可

※1) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間における検査結果が、基準値の5分の1以下であるため、1年に1回以上実施とする。

※2) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間における検査結果が、基準値の10分の1以下であるため、3年に1回以上実施とする。

※3) PFOS及びPFOAについても、第15条第1項第3号ハのただし書き以下の規定を適用できることとする。

【別表-2】令和8年度水質検査予定表（浄水）

○大田市上水道

No.	検査項目	江の川水道用水系鳥越配水池				採水箇所				朝山町地内			備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	●												※2 検査年度
4	水銀及びその化合物	●												※2 検査年度
5	セレン及びその化合物	●												※2 検査年度
6	鉛及びその化合物	●												※2 検査年度
7	ヒ素及びその化合物	●												※2 検査年度
8	六価クロム化合物	●												※2 検査年度
9	亜硝酸態窒素	●												※2 検査年度
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	●			●			●			●			省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	●												※2 検査年度
12	フッ素及びその化合物	●												※2 検査年度
13	ホウ素及びその化合物	●												※2 検査年度
14	四塩化炭素	●												※2 検査年度
15	1,4-ジオキサン	●												※2 検査年度
16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	●												※2 検査年度
17	ジクロロメタン	●												※2 検査年度
18	テトラクロロエチレン	●												※2 検査年度
19	トリクロロエチレン	●												※2 検査年度
20	PFOS及びPFOA	●												※3 R8年度からの追加項目
21	ベンゼン	●												※2 検査年度
22	塩素酸	●			●			●			●			省略不可
23	クロロ酢酸	●			●			●			●			省略不可
24	クロロホルム	●			●			●			●			省略不可
25	ジクロロ酢酸	●			●			●			●			省略不可
26	ジブromクロロメタン	●			●			●			●			省略不可
27	臭素酸	●			●			●			●			省略不可
28	総トリハロメタン	●			●			●			●			省略不可
29	トリクロロ酢酸	●			●			●			●			省略不可
30	ブromジクロロメタン	●			●			●			●			省略不可
31	ブromホルム	●			●			●			●			省略不可
32	ホルムアルデヒド	●			●			●			●			省略不可
33	亜鉛及びその化合物	●												※2 検査年度
34	アルミニウム及びその化合物	●												※2 検査年度
35	鉄及びその化合物	●												※2 検査年度
36	銅及びその化合物	●												※2 検査年度
37	ナトリウム及びその化合物	●												※2 検査年度
38	マンガン及びその化合物	●												※2 検査年度
39	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	●												※2 検査年度
41	蒸発残留物	●												※1
42	陰イオン界面活性剤	●												※2 検査年度
43	ジェオスミン	●												※2 検査年度
44	2-メチルイソボルネオール	●												※2 検査年度
45	非イオン界面活性剤	●												※2 検査年度
46	フェノール類	●												※2 検査年度
47	有機物(全有機炭素「TOC」の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
48	pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
49	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
50	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
51	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
52	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可

※1) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間に於ける検査結果が、基準値の5分の1以下であるため、1年に1回以上実施とする。
 ※2) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間に於ける検査結果が、基準値の10分の1以下であるため、3年に1回以上実施とする。
 ※3) PFOS及びPFOAについても、第15条第1項第3号ハのただし書き以下の規定を適用できることとする。
 ※4) 原水の検査は鳥根県企業局が実施

【別表-2】令和8年度水質検査予定表（浄水）

○大田市上水道

No.	検査項目	江の川水道用水系鳥井配水池				採水箇所				静間町地内			備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	●												※2 検査年度
4	水銀及びその化合物	●												※2 検査年度
5	セレン及びその化合物	●												※2 検査年度
6	鉛及びその化合物	●												※2 検査年度
7	ヒ素及びその化合物	●												※2 検査年度
8	六価クロム化合物	●												※2 検査年度
9	亜硝酸態窒素	●												※2 検査年度
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	●			●			●			●			省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	●												※2 検査年度
12	フッ素及びその化合物	●												※2 検査年度
13	ホウ素及びその化合物	●												※2 検査年度
14	四塩化炭素	●												※2 検査年度
15	1,4-ジオキサン	●												※2 検査年度
16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	●												※2 検査年度
17	ジクロロメタン	●												※2 検査年度
18	テトラクロロエチレン	●												※2 検査年度
19	トリクロロエチレン	●												※2 検査年度
20	PFOS及びPFOA	●												※3 R8年度からの追加項目
21	ベンゼン	●												※2 検査年度
22	塩素酸	●			●			●			●			省略不可
23	クロロ酢酸	●			●			●			●			省略不可
24	クロロホルム	●			●			●			●			省略不可
25	ジクロロ酢酸	●			●			●			●			省略不可
26	ジブromクロロメタン	●			●			●			●			省略不可
27	臭素酸	●			●			●			●			省略不可
28	総トリハロメタン	●			●			●			●			省略不可
29	トリクロロ酢酸	●			●			●			●			省略不可
30	ブromジクロロメタン	●			●			●			●			省略不可
31	ブromホルム	●			●			●			●			省略不可
32	ホルムアルデヒド	●			●			●			●			省略不可
33	亜鉛及びその化合物	●												※2 検査年度
34	アルミニウム及びその化合物	●												※2 検査年度
35	鉄及びその化合物	●												※2 検査年度
36	銅及びその化合物	●												※2 検査年度
37	ナトリウム及びその化合物	●												※2 検査年度
38	マンガン及びその化合物	●												※2 検査年度
39	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	●												※2 検査年度
41	蒸発残留物	●												※1
42	陰イオン界面活性剤	●												※2 検査年度
43	ジェオスミン	●												※2 検査年度
44	2-メチルイソボルネオール	●												※2 検査年度
45	非イオン界面活性剤	●												※2 検査年度
46	フェノール類	●												※2 検査年度
47	有機物(全有機炭素「TOC」の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
48	pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
49	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
50	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
51	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
52	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可

※1) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間に於ける検査結果が、基準値の5分の1以下であるため、1年に1回以上実施とする。
 ※2) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間に於ける検査結果が、基準値の10分の1以下であるため、3年に1回以上実施とする。
 ※3) PFOS及びPFOAについても、第15条第1項第3号ハのただし書き以下の規定を適用できることとする。
 ※4) 原水の検査は鳥根県企業局が実施

【別表-2】令和8年度水質検査予定表（浄水）

○大田市上水道

No.	検査項目	江の川水道用水系五十猛配水池				採水箇所				五十猛町地内					備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
3	カドミウム及びその化合物														※2 R6年度検査済
4	水銀及びその化合物														※2 R6年度検査済
5	セレン及びその化合物														※2 R6年度検査済
6	鉛及びその化合物														※2 R6年度検査済
7	ヒ素及びその化合物														※2 R6年度検査済
8	六価クロム化合物														※2 R6年度検査済
9	亜硝酸態窒素														※2 R6年度検査済
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	●			●			●					●		省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素														※2 R6年度検査済
12	フッ素及びその化合物														※2 R6年度検査済
13	ホウ素及びその化合物														※2 R6年度検査済
14	四塩化炭素														※2 R6年度検査済
15	1,4-ジオキサン														※2 R6年度検査済
16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン														※2 R6年度検査済
17	ジクロロメタン														※2 R6年度検査済
18	テトラクロロエチレン														※2 R6年度検査済
19	トリクロロエチレン														※2 R6年度検査済
20	PFOS及びPFOA														※3 R8年度からの追加項目
21	ベンゼン														※2 R6年度検査済
22	塩素酸	●			●			●					●		省略不可
23	クロロ酢酸	●			●			●					●		省略不可
24	クロロホルム	●			●			●					●		省略不可
25	ジクロロ酢酸	●			●			●					●		省略不可
26	ジブromクロロメタン	●			●			●					●		省略不可
27	臭素酸	●			●			●					●		省略不可
28	総トリハロメタン	●			●			●					●		省略不可
29	トリクロロ酢酸	●			●			●					●		省略不可
30	ブromジクロロメタン	●			●			●					●		省略不可
31	ブromホルム	●			●			●					●		省略不可
32	ホルムアルデヒド	●			●			●					●		省略不可
33	亜鉛及びその化合物														※2 R6年度検査済
34	アルミニウム及びその化合物														※2 R6年度検査済
35	鉄及びその化合物														※2 R6年度検査済
36	銅及びその化合物														※2 R6年度検査済
37	ナトリウム及びその化合物														※2 R6年度検査済
38	マンガン及びその化合物														※2 R6年度検査済
39	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)														※2 R6年度検査済
41	蒸発残留物	●													※1
42	陰イオン界面活性剤														※2 R6年度検査済
43	ジェオスミン														※2 R6年度検査済
44	2-メチルイソボルネオール														※2 R6年度検査済
45	非イオン界面活性剤														※2 R6年度検査済
46	フェノール類														※2 R6年度検査済
47	有機物(全有機炭素「TOC」の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
48	pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
49	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
50	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
51	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
52	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可

※1) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間における検査結果が、基準値の5分の1以下であるため、1年に1回以上実施とする。

※2) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間における検査結果が、基準値の10分の1以下であるため、3年に1回以上実施とする。

※3) PFOS及びPFOAについても、第15条第1項第3号ハのただし書き以下の規定を適用できることとする。

※4) 原水の検査は鳥根県企業局が実施

【別表-2】令和8年度水質検査予定表（浄水）

○大田市上水道

No.	検査項目	江の川水道用水赤井受水場				採水箇所				大森町地内			備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	●												※2 検査年度
4	水銀及びその化合物	●												※2 検査年度
5	セレン及びその化合物	●												※2 検査年度
6	鉛及びその化合物	●												※2 検査年度
7	ヒ素及びその化合物	●												※2 検査年度
8	六価クロム化合物	●												※2 検査年度
9	亜硝酸態窒素	●												※2 検査年度
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	●			●			●			●			省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	●												※2 検査年度
12	フッ素及びその化合物	●												※2 検査年度
13	ホウ素及びその化合物	●												※2 検査年度
14	四塩化炭素	●												※2 検査年度
15	1,4-ジオキサン	●												※2 検査年度
16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	●												※2 検査年度
17	ジクロロメタン	●												※2 検査年度
18	テトラクロロエチレン	●												※2 検査年度
19	トリクロロエチレン	●												※2 検査年度
20	PFOS及びPFOA	●												※3 R8年度からの追加項目
21	ベンゼン	●												※2 検査年度
22	塩素酸	●			●			●			●			省略不可
23	クロロ酢酸	●			●			●			●			省略不可
24	クロロホルム	●			●			●			●			省略不可
25	ジクロロ酢酸	●			●			●			●			省略不可
26	ジブromクロロメタン	●			●			●			●			省略不可
27	臭素酸	●			●			●			●			省略不可
28	総トリハロメタン	●			●			●			●			省略不可
29	トリクロロ酢酸	●			●			●			●			省略不可
30	ブromジクロロメタン	●			●			●			●			省略不可
31	ブromホルム	●			●			●			●			省略不可
32	ホルムアルデヒド	●			●			●			●			省略不可
33	亜鉛及びその化合物	●												※2 検査年度
34	アルミニウム及びその化合物	●												※2 検査年度
35	鉄及びその化合物	●												※2 検査年度
36	銅及びその化合物	●												※2 検査年度
37	ナトリウム及びその化合物	●												※2 検査年度
38	マンガン及びその化合物	●												※2 検査年度
39	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	●												※2 検査年度
41	蒸発残留物	●												※1
42	陰イオン界面活性剤	●												※2 検査年度
43	ジェオスミン	●												※2 検査年度
44	2-メチルイソボルネオール	●												※2 検査年度
45	非イオン界面活性剤	●												※2 検査年度
46	フェノール類	●												※2 検査年度
47	有機物(全有機炭素「TOC」の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
48	pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
49	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
50	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
51	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
52	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可

※1) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間に於ける検査結果が、基準値の5分の1以下であるため、1年に1回以上実施とする。

※2) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間に於ける検査結果が、基準値の10分の1以下であるため、3年に1回以上実施とする。

※3) PFOS及びPFOAについても、第15条第1項第3号ハのただし書き以下の規定を適用できることとする。

※4) 原水の検査は島根県企業局が実施

【別表-2】令和8年度水質検査予定表（浄水）

○大田市上水道

No.	検査項目	久谷川水系富山浄水場				採水箇所				富山町地内			備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
3	カドミウム及びその化合物													※2 R6年度検査済
4	水銀及びその化合物													※2 R6年度検査済
5	セレン及びその化合物													※2 R6年度検査済
6	鉛及びその化合物													※2 R6年度検査済
7	ヒ素及びその化合物													※2 R6年度検査済
8	六価クロム化合物													※2 R6年度検査済
9	亜硝酸態窒素													※2 R6年度検査済
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	●			●			●			●			省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素													※2 R6年度検査済
12	フッ素及びその化合物													※2 R6年度検査済
13	ホウ素及びその化合物													※2 R6年度検査済
14	四塩化炭素													※2 R6年度検査済
15	1,4-ジオキサン													※2 R6年度検査済
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン													※2 R6年度検査済
17	ジクロロメタン													※2 R6年度検査済
18	テトラクロロエチレン													※2 R6年度検査済
19	トリクロロエチレン													※2 R6年度検査済
20	PFOS及びPFOA	●			●			●			●			※3 R8年度からの追加項目
21	ベンゼン													※2 R6年度検査済
22	塩素酸	●			●			●			●			省略不可
23	クロロ酢酸	●			●			●			●			省略不可
24	クロロホルム	●			●			●			●			省略不可
25	ジクロロ酢酸	●			●			●			●			省略不可
26	ジブromokロメタン	●			●			●			●			省略不可
27	臭素酸	●			●			●			●			省略不可
28	総トリハロメタン	●			●			●			●			省略不可
29	トリクロロ酢酸	●			●			●			●			省略不可
30	ブromodジクロロメタン	●			●			●			●			省略不可
31	ブromohホルム	●			●			●			●			省略不可
32	ホルムアルデヒド	●			●			●			●			省略不可
33	亜鉛及びその化合物													※2 R6年度検査済
34	アルミニウム及びその化合物													※2 R6年度検査済
35	鉄及びその化合物													※2 R6年度検査済
36	銅及びその化合物													※2 R6年度検査済
37	ナトリウム及びその化合物													※2 R6年度検査済
38	マンガン及びその化合物													※2 R6年度検査済
39	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)													※2 R6年度検査済
41	蒸発残留物	●												※1
42	陰イオン界面活性剤													※2 R6年度検査済
43	ジェオスミン													※2 R6年度検査済
44	2-メチルイソボルネオール													※2 R6年度検査済
45	非イオン界面活性剤													※2 R6年度検査済
46	フェノール類													※2 R6年度検査済
47	有機物(全有機炭素「TOC」の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
48	pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
49	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
50	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
51	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
52	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可

※1) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間における検査結果が、基準値の5分の1以下であるため、1年に1回以上実施とする。

※2) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間における検査結果が、基準値の10分の1以下であるため、3年に1回以上実施とする。

※3) PFOS及びPFOAについても、第15条第1項第3号ハのただし書き以下の規定を適用できることとする。

【別表-2】令和8年度水質検査予定表（浄水）

○大田市上水道

No.	検査項目	高利水系池田配水池				採水箇所				三瓶町池田地内			備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
3	カドミウム及びその化合物													※2 R6年度検査済
4	水銀及びその化合物													※2 R6年度検査済
5	セレン及びその化合物													※2 R6年度検査済
6	鉛及びその化合物													※2 R6年度検査済
7	ヒ素及びその化合物	●			●			●			●			
8	六価クロム化合物													※2 R6年度検査済
9	亜硝酸態窒素													※2 R6年度検査済
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	●			●			●			●			省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	●												※1
12	フッ素及びその化合物	●												※1
13	ホウ素及びその化合物													※2 R6年度検査済
14	四塩化炭素													※2 R6年度検査済
15	1,4-ジオキサン													※2 R6年度検査済
16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン													※2 R6年度検査済
17	ジクロロメタン													※2 R6年度検査済
18	テトラクロロエチレン													※2 R6年度検査済
19	トリクロロエチレン													※2 R6年度検査済
20	PFOS及びPFOA	●			●			●			●			※3 R8年度からの追加項目
21	ベンゼン													※2 R6年度検査済
22	塩素酸	●			●			●			●			省略不可
23	クロロ酢酸	●			●			●			●			省略不可
24	クロロホルム	●			●			●			●			省略不可
25	ジクロロ酢酸	●			●			●			●			省略不可
26	ジブromokロメタン	●			●			●			●			省略不可
27	臭素酸	●			●			●			●			省略不可
28	総トリハロメタン	●			●			●			●			省略不可
29	トリクロロ酢酸	●			●			●			●			省略不可
30	ブromodジクロロメタン	●			●			●			●			省略不可
31	ブromohホルム	●			●			●			●			省略不可
32	ホルムアルデヒド	●			●			●			●			省略不可
33	亜鉛及びその化合物													※2 R6年度検査済
34	アルミニウム及びその化合物													※2 R6年度検査済
35	鉄及びその化合物													※2 R6年度検査済
36	銅及びその化合物													※2 R6年度検査済
37	ナトリウム及びその化合物													※2 R6年度検査済
38	マンガン及びその化合物													※2 R6年度検査済
39	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)													※2 R6年度検査済
41	蒸発残留物	●			●			●			●			
42	陰イオン界面活性剤													※2 R6年度検査済
43	ジェオスミン													※2 R6年度検査済
44	2-メチルイソボルネオール													※2 R6年度検査済
45	非イオン界面活性剤													※2 R6年度検査済
46	フェノール類													※2 R6年度検査済
47	有機物(全有機炭素「TOC」の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
48	pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
49	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
50	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
51	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
52	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可

※1) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間における検査結果が、基準値の5分の1以下であるため、1年に1回以上実施とする。

※2) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間における検査結果が、基準値の10分の1以下であるため、3年に1回以上実施とする。

※3) PFOS及びPFOAについても、第15条第1項第3号ハのただし書き以下の規定を適用できることとする。

【別表-2】令和8年度水質検査予定表（浄水）

○大田市上水道

No.	検査項目	志学上の町水系上の町浄水場				採水箇所				三瓶町志学上の町地内					備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
3	カドミウム及びその化合物														※2 R6年度検査済
4	水銀及びその化合物														※2 R6年度検査済
5	セレン及びその化合物														※2 R6年度検査済
6	鉛及びその化合物														※2 R6年度検査済
7	ヒ素及びその化合物	●			●			●			●				
8	六価クロム化合物														※2 R6年度検査済
9	亜硝酸態窒素														※2 R6年度検査済
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	●			●			●			●				省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素														※2 R6年度検査済
12	フッ素及びその化合物														※2 R6年度検査済
13	ホウ素及びその化合物	●			●			●			●				
14	四塩化炭素														※2 R6年度検査済
15	1,4-ジオキサン														※2 R6年度検査済
16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン														※2 R6年度検査済
17	ジクロロメタン														※2 R6年度検査済
18	テトラクロロエチレン														※2 R6年度検査済
19	トリクロロエチレン														※2 R6年度検査済
20	PFOS及びPFOA	●			●			●			●				※3 R8年度からの追加項目
21	ベンゼン														※2 R6年度検査済
22	塩素酸	●			●			●			●				省略不可
23	クロロ酢酸	●			●			●			●				省略不可
24	クロロホルム	●			●			●			●				省略不可
25	ジクロロ酢酸	●			●			●			●				省略不可
26	ジブromokロメタン	●			●			●			●				省略不可
27	臭素酸	●			●			●			●				省略不可
28	総トリハロメタン	●			●			●			●				省略不可
29	トリクロロ酢酸	●			●			●			●				省略不可
30	ブromोजクロロメタン	●			●			●			●				省略不可
31	ブromホルム	●			●			●			●				省略不可
32	ホルムアルデヒド	●			●			●			●				省略不可
33	亜鉛及びその化合物														※2 R6年度検査済
34	アルミニウム及びその化合物														※2 R6年度検査済
35	鉄及びその化合物														※2 R6年度検査済
36	銅及びその化合物														※2 R6年度検査済
37	ナトリウム及びその化合物	●			●			●			●				
38	マンガン及びその化合物	●													※2 R6年度検査済
39	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	●			●			●			●				
41	蒸発残留物	●			●			●			●				
42	陰イオン界面活性剤														※2 R6年度検査済
43	ジェオスミン														※2 R6年度検査済
44	2-メチルイソボルネオール														※2 R6年度検査済
45	非イオン界面活性剤														※2 R6年度検査済
46	フェノール類														※2 R6年度検査済
47	有機物(全有機炭素「TOC」の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
48	pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
49	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
50	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
51	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
52	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可

※1) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間における検査結果が、基準値の5分の1以下であるため、1年に1回以上実施とする。

※2) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間における検査結果が、基準値の10分の1以下であるため、3年に1回以上実施とする。

※3) PFOS及びPFOAについても、第15条第1項第3号ハのただし書き以下の規定を適用できることとする。

【別表-2】令和8年度水質検査予定表（浄水）

○大田市上水道

No.	検査項目	志学下の町水系下の町配水池				採水箇所				三瓶町志学下の町地内					備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
3	カドミウム及びその化合物														※2 R6年度検査済
4	水銀及びその化合物														※2 R6年度検査済
5	セレン及びその化合物														※2 R6年度検査済
6	鉛及びその化合物														※2 R6年度検査済
7	ヒ素及びその化合物	●			●			●			●				
8	六価クロム化合物														※2 R6年度検査済
9	亜硝酸態窒素														※2 R6年度検査済
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	●			●			●			●				省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	●			●			●			●				
12	フッ素及びその化合物	●													※1
13	ホウ素及びその化合物														※2 R6年度検査済
14	四塩化炭素														※2 R6年度検査済
15	1,4-ジオキサン														※2 R6年度検査済
16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン														※2 R6年度検査済
17	ジクロロメタン														※2 R6年度検査済
18	テトラクロロエチレン														※2 R6年度検査済
19	トリクロロエチレン														※2 R6年度検査済
20	PFOS及びPFOA	●			●			●			●				※3 R8年度からの追加項目
21	ベンゼン														※2 R6年度検査済
22	塩素酸	●			●			●			●				省略不可
23	クロロ酢酸	●			●			●			●				省略不可
24	クロロホルム	●			●			●			●				省略不可
25	ジクロロ酢酸	●			●			●			●				省略不可
26	ジブromokロメタン	●			●			●			●				省略不可
27	臭素酸	●			●			●			●				省略不可
28	総トリハロメタン	●			●			●			●				省略不可
29	トリクロロ酢酸	●			●			●			●				省略不可
30	ブromोजクロロメタン	●			●			●			●				省略不可
31	ブromホルム	●			●			●			●				省略不可
32	ホルムアルデヒド	●			●			●			●				省略不可
33	亜鉛及びその化合物														※2 R6年度検査済
34	アルミニウム及びその化合物														※2 R6年度検査済
35	鉄及びその化合物														※2 R6年度検査済
36	銅及びその化合物														※2 R6年度検査済
37	ナトリウム及びその化合物														※2 R6年度検査済
38	マンガン及びその化合物														※2 R6年度検査済
39	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	●													※1
41	蒸発残留物	●			●			●			●				
42	陰イオン界面活性剤														※2 R6年度検査済
43	ジェオスミン														※2 R6年度検査済
44	2-メチルイソボルネオール														※2 R6年度検査済
45	非イオン界面活性剤														※2 R6年度検査済
46	フェノール類														※2 R6年度検査済
47	有機物(全有機炭素「TOC」の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
48	pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
49	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
50	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
51	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
52	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可

※1) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間に於ける検査結果が、基準値の5分の1以下であるため、1年に1回以上実施とする。

※2) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間に於ける検査結果が、基準値の10分の1以下であるため、3年に1回以上実施とする。

※3) PFOS及びPFOAについても、第15条第1項第3号ハのただし書き以下の規定を適用できることとする。

【別表-2】令和8年度水質検査予定表（浄水）

○大田市上水道

No.	検査項目	伊勢階水系伊勢階配水池				採水箇所				水上町地内			備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	●												※2 検査年度
4	水銀及びその化合物	●												※2 検査年度
5	セレン及びその化合物	●												※2 検査年度
6	鉛及びその化合物	●												※2 検査年度
7	ヒ素及びその化合物	●												※2 検査年度
8	六価クロム化合物	●												※2 検査年度
9	亜硝酸態窒素	●												※2 検査年度
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	●			●			●			●			省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	●												※2 検査年度
12	フッ素及びその化合物	●												※2 検査年度
13	ホウ素及びその化合物	●												※2 検査年度
14	四塩化炭素	●												※2 検査年度
15	1,4-ジオキサン	●												※2 検査年度
16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	●												※2 検査年度
17	ジクロロメタン	●												※2 検査年度
18	テトラクロロエチレン	●												※2 検査年度
19	トリクロロエチレン	●												※2 検査年度
20	PFOS及びPFOA	●			●			●			●			※3 R8年度からの追加項目
21	ベンゼン	●												※2 検査年度
22	塩素酸	●			●			●			●			省略不可
23	クロロ酢酸	●			●			●			●			省略不可
24	クロロホルム	●			●			●			●			省略不可
25	ジクロロ酢酸	●			●			●			●			省略不可
26	ジブロモクロロメタン	●			●			●			●			省略不可
27	臭素酸	●			●			●			●			省略不可
28	総トリハロメタン	●			●			●			●			省略不可
29	トリクロロ酢酸	●			●			●			●			省略不可
30	ブロモジクロロメタン	●			●			●			●			省略不可
31	ブromoホルム	●			●			●			●			省略不可
32	ホルムアルデヒド	●			●			●			●			省略不可
33	亜鉛及びその化合物	●												※2 検査年度
34	アルミニウム及びその化合物	●												※2 検査年度
35	鉄及びその化合物	●												※2 検査年度
36	銅及びその化合物	●												※2 検査年度
37	ナトリウム及びその化合物	●												※2 検査年度
38	マンガン及びその化合物	●												※2 検査年度
39	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	●												※2 検査年度
41	蒸発残留物	●												※1
42	陰イオン界面活性剤	●												※2 検査年度
43	ジェオスミン	●												※2 検査年度
44	2-メチルイソボルネオール	●												※2 検査年度
45	非イオン界面活性剤	●												※2 検査年度
46	フェノール類	●												※2 検査年度
47	有機物(全有機炭素「TOC」の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
48	pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
49	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
50	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
51	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
52	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可

※1) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間における検査結果が、基準値の5分の1以下であるため、1年に1回以上実施とする。

※2) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間における検査結果が、基準値の10分の1以下であるため、3年に1回以上実施とする。

※3) PFOS及びPFOAについても、第15条第1項第3号ハのただし書き以下の規定を適用できることとする。

【別表-2】令和8年度水質検査予定表（浄水）

○大田市上水道

No.	検査項目	矢滝水系矢滝浄水場				採水箇所				祖式町地内			備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
3	カドミウム及びその化合物													※2 R7年度検査済
4	水銀及びその化合物													※2 R7年度検査済
5	セレン及びその化合物													※2 R7年度検査済
6	鉛及びその化合物													※2 R7年度検査済
7	ヒ素及びその化合物													※2 R7年度検査済
8	六価クロム化合物													※2 R7年度検査済
9	亜硝酸態窒素													※2 R7年度検査済
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	●			●			●				●		省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素													※2 R7年度検査済
12	フッ素及びその化合物													※2 R7年度検査済
13	ホウ素及びその化合物													※2 R7年度検査済
14	四塩化炭素													※2 R7年度検査済
15	1,4-ジオキサン													※2 R7年度検査済
16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン													※2 R7年度検査済
17	ジクロロメタン													※2 R7年度検査済
18	テトラクロロエチレン													※2 R7年度検査済
19	トリクロロエチレン													※2 R7年度検査済
20	PFOS及びPFOA	●			●			●				●		※3 R8年度からの追加項目
21	ベンゼン													※2 R7年度検査済
22	塩素酸	●			●			●				●		省略不可
23	クロロ酢酸	●			●			●				●		省略不可
24	クロロホルム	●			●			●				●		省略不可
25	ジクロロ酢酸	●			●			●				●		省略不可
26	ジブromokロメタン	●			●			●				●		省略不可
27	臭素酸	●			●			●				●		省略不可
28	総トリハロメタン	●			●			●				●		省略不可
29	トリクロロ酢酸	●			●			●				●		省略不可
30	ブromodジクロロメタン	●			●			●				●		省略不可
31	ブromohホルム	●			●			●				●		省略不可
32	ホルムアルデヒド	●			●			●				●		省略不可
33	亜鉛及びその化合物													※2 R7年度検査済
34	アルミニウム及びその化合物													※2 R7年度検査済
35	鉄及びその化合物													※2 R7年度検査済
36	銅及びその化合物													※2 R7年度検査済
37	ナトリウム及びその化合物													※2 R7年度検査済
38	マンガン及びその化合物													※2 R7年度検査済
39	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)													※2 R7年度検査済
41	蒸発残留物	●												※1
42	陰イオン界面活性剤													※2 R7年度検査済
43	ジェオスミン													※2 R7年度検査済
44	2-メチルイソボルネオール													※2 R7年度検査済
45	非イオン界面活性剤													※2 R7年度検査済
46	フェノール類													※2 R7年度検査済
47	有機物(全有機炭素「TOC」の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
48	pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
49	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
50	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
51	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
52	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可

※1) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間における検査結果が、基準値の5分の1以下であるため、1年に1回以上実施とする。

※2) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間における検査結果が、基準値の10分の1以下であるため、3年に1回以上実施とする。

※3) PFOS及びPFOAについても、第15条第1項第3号ハのただし書き以下の規定を適用できることとする。

【別表-2】令和8年度水質検査予定表（浄水）

○大田市上水道

No.	検査項目	飯谷水系飯谷浄水場				採水箇所				大代町地内			備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
3	カドミウム及びその化合物													※2 R7年度検査済
4	水銀及びその化合物													※2 R7年度検査済
5	セレン及びその化合物													※2 R7年度検査済
6	鉛及びその化合物													※2 R7年度検査済
7	ヒ素及びその化合物													※2 R7年度検査済
8	六価クロム化合物													※2 R7年度検査済
9	亜硝酸態窒素													※2 R7年度検査済
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	●			●			●				●		省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素													※2 R7年度検査済
12	フッ素及びその化合物													※2 R7年度検査済
13	ホウ素及びその化合物													※2 R7年度検査済
14	四塩化炭素													※2 R7年度検査済
15	1,4-ジオキサン													※2 R7年度検査済
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン													※2 R7年度検査済
17	ジクロロメタン													※2 R7年度検査済
18	テトラクロロエチレン													※2 R7年度検査済
19	トリクロロエチレン													※2 R7年度検査済
20	PFOS及びPFOA	●			●			●				●		※3 R8年度からの追加項目
21	ベンゼン													※2 R7年度検査済
22	塩素酸	●			●			●				●		省略不可
23	クロロ酢酸	●			●			●				●		省略不可
24	クロロホルム	●			●			●				●		省略不可
25	ジクロロ酢酸	●			●			●				●		省略不可
26	ジブromokロメタン	●			●			●				●		省略不可
27	臭素酸	●			●			●				●		省略不可
28	総トリハロメタン	●			●			●				●		省略不可
29	トリクロロ酢酸	●			●			●				●		省略不可
30	ブromोजクロロメタン	●			●			●				●		省略不可
31	ブromホルム	●			●			●				●		省略不可
32	ホルムアルデヒド	●			●			●				●		省略不可
33	亜鉛及びその化合物													※2 R7年度検査済
34	アルミニウム及びその化合物													※2 R7年度検査済
35	鉄及びその化合物													※2 R7年度検査済
36	銅及びその化合物													※2 R7年度検査済
37	ナトリウム及びその化合物													※2 R7年度検査済
38	マンガン及びその化合物													※2 R7年度検査済
39	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)													※2 R7年度検査済
41	蒸発残留物	●												※1
42	陰イオン界面活性剤													※2 R7年度検査済
43	ジェオスミン													※2 R7年度検査済
44	2-メチルイソボルネオール													※2 R7年度検査済
45	非イオン界面活性剤													※2 R7年度検査済
46	フェノール類													※2 R7年度検査済
47	有機物(全有機炭素「TOC」の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
48	pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
49	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
50	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
51	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
52	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可

※1) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間における検査結果が、基準値の5分の1以下であるため、1年に1回以上実施とする。

※2) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間における検査結果が、基準値の10分の1以下であるため、3年に1回以上実施とする。

※3) PFOS及びPFOAについても、第15条第1項第3号ハのただし書き以下の規定を適用できることとする。

【別表-2】令和8年度水質検査予定表（浄水）

○大田市上水道

No.	検査項目	八反田水系大代配水池				採水箇所				大代町地内			備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
3	カドミウム及びその化合物													※2 R7年度検査済
4	水銀及びその化合物													※2 R7年度検査済
5	セレン及びその化合物													※2 R7年度検査済
6	鉛及びその化合物													※2 R7年度検査済
7	ヒ素及びその化合物	●			●			●			●			※1
8	六価クロム化合物													※2 R7年度検査済
9	亜硝酸態窒素													※2 R7年度検査済
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	●			●			●			●			省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素													※2 R7年度検査済
12	フッ素及びその化合物	●			●			●			●			※1
13	ホウ素及びその化合物													※2 R7年度検査済
14	四塩化炭素													※2 R7年度検査済
15	1,4-ジオキサン													※2 R7年度検査済
16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン													※2 R7年度検査済
17	ジクロロメタン													※2 R7年度検査済
18	テトラクロロエチレン													※2 R7年度検査済
19	トリクロロエチレン													※2 R7年度検査済
20	PFOS及びPFOA	●			●			●			●			※3 R8年度からの追加項目
21	ベンゼン													※2 R7年度検査済
22	塩素酸	●			●			●			●			省略不可
23	クロロ酢酸	●			●			●			●			省略不可
24	クロロホルム	●			●			●			●			省略不可
25	ジクロロ酢酸	●			●			●			●			省略不可
26	ジブromokロメタン	●			●			●			●			省略不可
27	臭素酸	●			●			●			●			省略不可
28	総トリハロメタン	●			●			●			●			省略不可
29	トリクロロ酢酸	●			●			●			●			省略不可
30	ブromodジクロロメタン	●			●			●			●			省略不可
31	ブromohホルム	●			●			●			●			省略不可
32	ホルムアルデヒド	●			●			●			●			省略不可
33	亜鉛及びその化合物													※2 R7年度検査済
34	アルミニウム及びその化合物													※2 R7年度検査済
35	鉄及びその化合物													※2 R7年度検査済
36	銅及びその化合物													※2 R7年度検査済
37	ナトリウム及びその化合物	●												※1
38	マンガン及びその化合物													※2 R7年度検査済
39	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	●			●			●			●			※1
41	蒸発残留物	●			●			●			●			※1
42	陰イオン界面活性剤													※2 R7年度検査済
43	ジェオスミン													※2 R7年度検査済
44	2-メチルイソボルネオール													※2 R7年度検査済
45	非イオン界面活性剤													※2 R7年度検査済
46	フェノール類													※2 R7年度検査済
47	有機物(全有機炭素「TOC」の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
48	pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
49	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
50	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
51	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
52	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可

※1) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間における検査結果が、基準値の5分の1以下であるため、1年に1回以上実施とする。

※2) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間における検査結果が、基準値の10分の1以下であるため、3年に1回以上実施とする。

※3) PFOS及びPFOAについても、第15条第1項第3号ハのただし書き以下の規定を適用できることとする。

【別表-2】令和8年度水質検査予定表（浄水）

○大田市上水道

No.	検査項目	大国水系仁万配水池				採水箇所				仁摩町仁万地内					備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	●													※2 検査年度
4	水銀及びその化合物	●													※2 検査年度
5	セレン及びその化合物	●													※2 検査年度
6	鉛及びその化合物	●													※2 検査年度
7	ヒ素及びその化合物	●													※2 検査年度
8	六価クロム化合物	●													※2 検査年度
9	亜硝酸態窒素	●													※2 検査年度
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	●			●			●			●				省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	●													※2 検査年度
12	フッ素及びその化合物	●													※2 検査年度
13	ホウ素及びその化合物	●													※2 検査年度
14	四塩化炭素	●													※2 検査年度
15	1,4-ジオキサン	●													※2 検査年度
16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	●													※2 検査年度
17	ジクロロメタン	●													※2 検査年度
18	テトラクロロエチレン	●													※2 検査年度
19	トリクロロエチレン	●													※2 検査年度
20	PFOS及びPFOA	●			●			●			●				※3 R8年度からの追加項目
21	ベンゼン	●													※2 検査年度
22	塩素酸	●			●			●			●				省略不可
23	クロロ酢酸	●			●			●			●				省略不可
24	クロロホルム	●			●			●			●				省略不可
25	ジクロロ酢酸	●			●			●			●				省略不可
26	ジブromokロメタン	●			●			●			●				省略不可
27	臭素酸	●			●			●			●				省略不可
28	総トリハロメタン	●			●			●			●				省略不可
29	トリクロロ酢酸	●			●			●			●				省略不可
30	ブromोजクロロメタン	●			●			●			●				省略不可
31	ブromホルム	●			●			●			●				省略不可
32	ホルムアルデヒド	●			●			●			●				省略不可
33	亜鉛及びその化合物	●													※2 検査年度
34	アルミニウム及びその化合物	●													※2 検査年度
35	鉄及びその化合物	●													※2 検査年度
36	銅及びその化合物	●													※2 検査年度
37	ナトリウム及びその化合物	●													※2 検査年度
38	マンガン及びその化合物	●													※2 検査年度
39	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	●			●			●			●				
41	蒸発残留物	●			●			●			●				
42	陰イオン界面活性剤	●													※2 検査年度
43	ジェオスミン	●													※2 検査年度
44	2-メチルイソボルネオール	●													※2 検査年度
45	非イオン界面活性剤	●													※2 検査年度
46	フェノール類	●													※2 検査年度
47	有機物(全有機炭素「TOC」の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
48	pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
49	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
50	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
51	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
52	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可

※1) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間における検査結果が、基準値の5分の1以下であるため、1年に1回以上実施とする。

※2) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間における検査結果が、基準値の10分の1以下であるため、3年に1回以上実施とする。

※3) PFOS及びPFOAについても、第15条第1項第3号ハのただし書き以下の規定を適用できることとする。

【別表-2】令和8年度水質検査予定表（浄水）

○大田市上水道

No.	検査項目	江の川水道用水系矢迫配水池				採水箇所				仁摩町宅野地内					備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
3	カドミウム及びその化合物														※2 R7年度検査済
4	水銀及びその化合物														※2 R7年度検査済
5	セレン及びその化合物														※2 R7年度検査済
6	鉛及びその化合物														※2 R7年度検査済
7	ヒ素及びその化合物														※2 R7年度検査済
8	六価クロム化合物														※2 R7年度検査済
9	亜硝酸態窒素														※2 R7年度検査済
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	●			●			●					●		省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素														※2 R7年度検査済
12	フッ素及びその化合物														※2 R7年度検査済
13	ホウ素及びその化合物														※2 R7年度検査済
14	四塩化炭素														※2 R7年度検査済
15	1,4-ジオキサン														※2 R7年度検査済
16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン														※2 R7年度検査済
17	ジクロロメタン														※2 R7年度検査済
18	テトラクロロエチレン														※2 R7年度検査済
19	トリクロロエチレン														※2 R7年度検査済
20	PFOS及びPFOA														※3 R8年度からの追加項目
21	ベンゼン														※2 R7年度検査済
22	塩素酸	●			●			●					●		省略不可
23	クロロ酢酸	●			●			●					●		省略不可
24	クロロホルム	●			●			●					●		省略不可
25	ジクロロ酢酸	●			●			●					●		省略不可
26	ジブromクロロメタン	●			●			●					●		省略不可
27	臭素酸	●			●			●					●		省略不可
28	総トリハロメタン	●			●			●					●		省略不可
29	トリクロロ酢酸	●			●			●					●		省略不可
30	ブromジクロロメタン	●			●			●					●		省略不可
31	ブromホルム	●			●			●					●		省略不可
32	ホルムアルデヒド	●			●			●					●		省略不可
33	亜鉛及びその化合物														※2 R7年度検査済
34	アルミニウム及びその化合物														※2 R7年度検査済
35	鉄及びその化合物														※2 R7年度検査済
36	銅及びその化合物														※2 R7年度検査済
37	ナトリウム及びその化合物														※2 R7年度検査済
38	マンガン及びその化合物														※2 R7年度検査済
39	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)														※2 R7年度検査済
41	蒸発残留物	●													※1
42	陰イオン界面活性剤														※2 R7年度検査済
43	ジェオスミン														※2 R7年度検査済
44	2-メチルイソボルネオール														※2 R7年度検査済
45	非イオン界面活性剤														※2 R7年度検査済
46	フェノール類														※2 R7年度検査済
47	有機物(全有機炭素「TOC」の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
48	pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
49	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
50	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
51	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
52	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可

※1) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間に於ける検査結果が、基準値の5分の1以下であるため、1年に1回以上実施とする。
 ※2) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間に於ける検査結果が、基準値の10分の1以下であるため、3年に1回以上実施とする。
 ※3) PFOS及びPFOAについても、第15条第1項第3号ハのただし書き以下の規定を適用できることとする。
 ※4) 原水の検査は鳥根県企業局が実施

【別表-2】令和8年度水質検査予定表（浄水）

○大田市上水道

No.	検査項目	江の川水道用水系馬路配水池				採水箇所				仁摩町馬路地内					備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
3	カドミウム及びその化合物														※2 R6年度検査済
4	水銀及びその化合物														※2 R6年度検査済
5	セレン及びその化合物														※2 R6年度検査済
6	鉛及びその化合物														※2 R6年度検査済
7	ヒ素及びその化合物														※2 R6年度検査済
8	六価クロム化合物														※2 R6年度検査済
9	亜硝酸態窒素														※2 R6年度検査済
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	●			●			●				●			省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素														※2 R6年度検査済
12	フッ素及びその化合物														※2 R6年度検査済
13	ホウ素及びその化合物														※2 R6年度検査済
14	四塩化炭素														※2 R6年度検査済
15	1,4-ジオキサン														※2 R6年度検査済
16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン														※2 R6年度検査済
17	ジクロロメタン														※2 R6年度検査済
18	テトラクロロエチレン														※2 R6年度検査済
19	トリクロロエチレン														※2 R6年度検査済
20	PFOS及びPFOA														※3 R8年度からの追加項目
21	ベンゼン														※2 R6年度検査済
22	塩素酸	●			●			●				●			省略不可
23	クロロ酢酸	●			●			●				●			省略不可
24	クロロホルム	●			●			●				●			省略不可
25	ジクロロ酢酸	●			●			●				●			省略不可
26	ジブromクロロメタン	●			●			●				●			省略不可
27	臭素酸	●			●			●				●			省略不可
28	総トリハロメタン	●			●			●				●			省略不可
29	トリクロロ酢酸	●			●			●				●			省略不可
30	ブromジクロロメタン	●			●			●				●			省略不可
31	ブromホルム	●			●			●				●			省略不可
32	ホルムアルデヒド	●			●			●				●			省略不可
33	亜鉛及びその化合物														※2 R6年度検査済
34	アルミニウム及びその化合物														※2 R6年度検査済
35	鉄及びその化合物														※2 R6年度検査済
36	銅及びその化合物														※2 R6年度検査済
37	ナトリウム及びその化合物														※2 R6年度検査済
38	マンガン及びその化合物														※2 R6年度検査済
39	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)														※2 R6年度検査済
41	蒸発残留物	●													※1
42	陰イオン界面活性剤														※2 R6年度検査済
43	ジェオスミン														※2 R6年度検査済
44	2-メチルイソボルネオール														※2 R6年度検査済
45	非イオン界面活性剤														※2 R6年度検査済
46	フェノール類														※2 R6年度検査済
47	有機物(全有機炭素「TOC」の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
48	pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
49	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
50	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
51	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
52	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可

※1) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間に於ける検査結果が、基準値の5分の1以下であるため、1年に1回以上実施とする。
 ※2) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間に於ける検査結果が、基準値の10分の1以下であるため、3年に1回以上実施とする。
 ※3) PFOS及びPFOAについても、第15条第1項第3号ハのただし書き以下の規定を適用できることとする。
 ※4) 原水の検査は鳥根県企業局が実施

【別表-2】令和8年度水質検査予定表（浄水）

○大田市上水道

No.	検査項目	湯里水系湯里配水池				採水箇所				温泉津町湯里地内					備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
3	カドミウム及びその化合物														※2 R7年度検査済
4	水銀及びその化合物														※2 R7年度検査済
5	セレン及びその化合物														※2 R7年度検査済
6	鉛及びその化合物														※2 R7年度検査済
7	ヒ素及びその化合物														※2 R7年度検査済
8	六価クロム化合物														※2 R7年度検査済
9	亜硝酸態窒素														※2 R7年度検査済
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	●			●			●				●			省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素														※2 R7年度検査済
12	フッ素及びその化合物														※2 R7年度検査済
13	ホウ素及びその化合物														※2 R7年度検査済
14	四塩化炭素														※2 R7年度検査済
15	1,4-ジオキサン														※2 R7年度検査済
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン														※2 R7年度検査済
17	ジクロロメタン														※2 R7年度検査済
18	テトラクロロエチレン														※2 R7年度検査済
19	トリクロロエチレン														※2 R7年度検査済
20	PFOS及びPFOA	●			●			●				●			※3 R8年度からの追加項目
21	ベンゼン														※2 R7年度検査済
22	塩素酸	●			●			●				●			省略不可
23	クロロ酢酸	●			●			●				●			省略不可
24	クロロホルム	●			●			●				●			省略不可
25	ジクロロ酢酸	●			●			●				●			省略不可
26	ジブromokロメタン	●			●			●				●			省略不可
27	臭素酸	●			●			●				●			省略不可
28	総トリハロメタン	●			●			●				●			省略不可
29	トリクロロ酢酸	●			●			●				●			省略不可
30	ブromोजクロロメタン	●			●			●				●			省略不可
31	ブromホルム	●			●			●				●			省略不可
32	ホルムアルデヒド	●			●			●				●			省略不可
33	亜鉛及びその化合物														※2 R7年度検査済
34	アルミニウム及びその化合物														※2 R7年度検査済
35	鉄及びその化合物														※2 R7年度検査済
36	銅及びその化合物														※2 R7年度検査済
37	ナトリウム及びその化合物														※2 R7年度検査済
38	マンガン及びその化合物														※2 R7年度検査済
39	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	●													※1
41	蒸発残留物	●			●			●				●			
42	陰イオン界面活性剤														※2 R7年度検査済
43	ジェオスミン														※2 R7年度検査済
44	2-メチルイソボルネオール														※2 R7年度検査済
45	非イオン界面活性剤														※2 R7年度検査済
46	フェノール類														※2 R7年度検査済
47	有機物(全有機炭素「TOC」の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
48	pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
49	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
50	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
51	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
52	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可

※1) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間に於ける検査結果が、基準値の5分の1以下であるため、1年に1回以上実施とする。

※2) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間に於ける検査結果が、基準値の10分の1以下であるため、3年に1回以上実施とする。

※3) PFOS及びPFOAについても、第15条第1項第3号ハのただし書き以下の規定を適用できることとする。

【別表-2】令和8年度水質検査予定表（浄水）

○大田市上水道

No.	検査項目	江の川水道用水系温泉津配水池				採水箇所				温泉津町温泉津地内					備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	●													※2 検査年度
4	水銀及びその化合物	●													※2 検査年度
5	セレン及びその化合物	●													※2 検査年度
6	鉛及びその化合物	●													※2 検査年度
7	ヒ素及びその化合物	●													※2 検査年度
8	六価クロム化合物	●													※2 検査年度
9	亜硝酸態窒素	●													※2 検査年度
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	●			●			●				●			省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	●													※2 検査年度
12	フッ素及びその化合物	●													※2 検査年度
13	ホウ素及びその化合物	●													※2 検査年度
14	四塩化炭素	●													※2 検査年度
15	1,4-ジオキサン	●													※2 検査年度
16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	●													※2 検査年度
17	ジクロロメタン	●													※2 検査年度
18	テトラクロロエチレン	●													※2 検査年度
19	トリクロロエチレン	●													※2 検査年度
20	PFOS及びPFOA														※3 R8年度からの追加項目
21	ベンゼン	●													※2 検査年度
22	塩素酸	●			●			●			●				省略不可
23	クロロ酢酸	●			●			●			●				省略不可
24	クロロホルム	●			●			●			●				省略不可
25	ジクロロ酢酸	●			●			●			●				省略不可
26	ジブromクロロメタン	●			●			●			●				省略不可
27	臭素酸	●			●			●			●				省略不可
28	総トリハロメタン	●			●			●			●				省略不可
29	トリクロロ酢酸	●			●			●			●				省略不可
30	ブromジクロロメタン	●			●			●			●				省略不可
31	ブromホルム	●			●			●			●				省略不可
32	ホルムアルデヒド	●			●			●			●				省略不可
33	亜鉛及びその化合物	●													※2 検査年度
34	アルミニウム及びその化合物	●													※2 検査年度
35	鉄及びその化合物	●													※2 検査年度
36	銅及びその化合物	●													※2 検査年度
37	ナトリウム及びその化合物	●													※2 検査年度
38	マンガン及びその化合物	●													※2 検査年度
39	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	●													※2 検査年度
41	蒸発残留物	●													※1
42	陰イオン界面活性剤	●													※2 検査年度
43	ジェオスミン	●													※2 検査年度
44	2-メチルイソボルネオール	●													※2 検査年度
45	非イオン界面活性剤	●													※2 検査年度
46	フェノール類	●													※2 検査年度
47	有機物(全有機炭素「TOC」の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
48	pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
49	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
50	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
51	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
52	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可

※1) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間における検査結果が、基準値の5分の1以下であるため、1年に1回以上実施とする。
 ※2) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間における検査結果が、基準値の10分の1以下であるため、3年に1回以上実施とする。
 ※3) PFOS及びPFOAについても、第15条第1項第3号ハのただし書き以下の規定を適用できることとする。
 ※4) 原水の検査は島根県企業局が実施

【別表-2】令和8年度水質検査予定表（浄水）

○大田市上水道

No.	検査項目	江の川水道用水系波路浦配水池				採水箇所				温泉津町小浜地内					備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
3	カドミウム及びその化合物														※2 R6年度検査済
4	水銀及びその化合物														※2 R6年度検査済
5	セレン及びその化合物														※2 R6年度検査済
6	鉛及びその化合物														※2 R6年度検査済
7	ヒ素及びその化合物														※2 R6年度検査済
8	六価クロム化合物														※2 R6年度検査済
9	亜硝酸態窒素														※2 R6年度検査済
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	●			●			●				●			省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素														※2 R6年度検査済
12	フッ素及びその化合物														※2 R6年度検査済
13	ホウ素及びその化合物														※2 R6年度検査済
14	四塩化炭素														※2 R6年度検査済
15	1,4-ジオキサン														※2 R6年度検査済
16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン														※2 R6年度検査済
17	ジクロロメタン														※2 R6年度検査済
18	テトラクロロエチレン														※2 R6年度検査済
19	トリクロロエチレン														※2 R6年度検査済
20	PFOS及びPFOA														※3 R8年度からの追加項目
21	ベンゼン														※2 R6年度検査済
22	塩素酸	●			●			●				●			省略不可
23	クロロ酢酸	●			●			●				●			省略不可
24	クロロホルム	●			●			●				●			省略不可
25	ジクロロ酢酸	●			●			●				●			省略不可
26	ジブromクロロメタン	●			●			●				●			省略不可
27	臭素酸	●			●			●				●			省略不可
28	総トリハロメタン	●			●			●				●			省略不可
29	トリクロロ酢酸	●			●			●				●			省略不可
30	ブromジクロロメタン	●			●			●				●			省略不可
31	ブromホルム	●			●			●				●			省略不可
32	ホルムアルデヒド	●			●			●				●			省略不可
33	亜鉛及びその化合物														※2 R6年度検査済
34	アルミニウム及びその化合物														※2 R6年度検査済
35	鉄及びその化合物														※2 R6年度検査済
36	銅及びその化合物														※2 R6年度検査済
37	ナトリウム及びその化合物														※2 R6年度検査済
38	マンガン及びその化合物														※2 R6年度検査済
39	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)														※2 R6年度検査済
41	蒸発残留物	●													※1
42	陰イオン界面活性剤														※2 R6年度検査済
43	ジェオスミン														※2 R6年度検査済
44	2-メチルイソボルネオール														※2 R6年度検査済
45	非イオン界面活性剤														※2 R6年度検査済
46	フェノール類														※2 R6年度検査済
47	有機物(全有機炭素「TOC」の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
48	pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
49	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
50	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
51	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
52	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可

※1) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間における検査結果が、基準値の5分の1以下であるため、1年に1回以上実施とする。
 ※2) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間における検査結果が、基準値の10分の1以下であるため、3年に1回以上実施とする。
 ※3) PFOS及びPFOAについても、第15条第1項第3号ハのただし書き以下の規定を適用できることとする。
 ※4) 原水の検査は島根県企業局が実施

【別表-2】令和8年度水質検査予定表（浄水）

○大田市上水道

No.	検査項目	江の川水道用水系 湊配水池				採水箇所				温泉津町上村地内					備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	●													※2 検査年度
4	水銀及びその化合物	●													※2 検査年度
5	セレン及びその化合物	●													※2 検査年度
6	鉛及びその化合物	●													※2 検査年度
7	ヒ素及びその化合物	●													※2 検査年度
8	六価クロム化合物	●													※2 検査年度
9	亜硝酸態窒素	●													※2 検査年度
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	●			●			●				●			省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	●													※2 検査年度
12	フッ素及びその化合物	●													※2 検査年度
13	ホウ素及びその化合物	●													※2 検査年度
14	四塩化炭素	●													※2 検査年度
15	1,4-ジオキサン	●													※2 検査年度
16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	●													※2 検査年度
17	ジクロロメタン	●													※2 検査年度
18	テトラクロロエチレン	●													※2 検査年度
19	トリクロロエチレン	●													※2 検査年度
20	PFOS及びPFOA														※3 R8年度からの追加項目
21	ベンゼン	●													※2 検査年度
22	塩素酸	●			●			●			●				省略不可
23	クロロ酢酸	●			●			●			●				省略不可
24	クロロホルム	●			●			●			●				省略不可
25	ジクロロ酢酸	●			●			●			●				省略不可
26	ジブromクロロメタン	●			●			●			●				省略不可
27	臭素酸	●			●			●			●				省略不可
28	総トリハロメタン	●			●			●			●				省略不可
29	トリクロロ酢酸	●			●			●			●				省略不可
30	ブromジクロロメタン	●			●			●			●				省略不可
31	ブromホルム	●			●			●			●				省略不可
32	ホルムアルデヒド	●			●			●			●				省略不可
33	亜鉛及びその化合物	●													※2 検査年度
34	アルミニウム及びその化合物	●													※2 検査年度
35	鉄及びその化合物	●													※2 検査年度
36	銅及びその化合物	●													※2 検査年度
37	ナトリウム及びその化合物	●													※2 検査年度
38	マンガン及びその化合物	●													※2 検査年度
39	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	●													※2 検査年度
41	蒸発残留物	●													※1
42	陰イオン界面活性剤	●													※2 検査年度
43	ジェオスミン	●													※2 検査年度
44	2-メチルイソボルネオール	●													※2 検査年度
45	非イオン界面活性剤	●													※2 検査年度
46	フェノール類	●													※2 検査年度
47	有機物(全有機炭素「TOC」の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
48	pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
49	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
50	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
51	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
52	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可

※1) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間に於ける検査結果が、基準値の5分の1以下であるため、1年に1回以上実施とする。
 ※2) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間に於ける検査結果が、基準値の10分の1以下であるため、3年に1回以上実施とする。
 ※3) PFOS及びPFOAについても、第15条第1項第3号ハのただし書き以下の規定を適用できることとする。
 ※4) 原水の検査は島根県企業局が実施

【別表-2】令和8年度水質検査予定表（浄水）

○大田市上水道

No.	検査項目	井田水系井田浄水場				採水箇所				温泉津町福光地内					備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
3	カドミウム及びその化合物														※2 R6年度検査済
4	水銀及びその化合物														※2 R6年度検査済
5	セレン及びその化合物														※2 R6年度検査済
6	鉛及びその化合物														※2 R6年度検査済
7	ヒ素及びその化合物														※2 R6年度検査済
8	六価クロム化合物														※2 R6年度検査済
9	亜硝酸態窒素														※2 R6年度検査済
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	●			●			●				●			省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素														※2 R6年度検査済
12	フッ素及びその化合物														※2 R6年度検査済
13	ホウ素及びその化合物														※2 R6年度検査済
14	四塩化炭素														※2 R6年度検査済
15	1,4-ジオキサン														※2 R6年度検査済
16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン														※2 R6年度検査済
17	ジクロロメタン														※2 R6年度検査済
18	テトラクロロエチレン														※2 R6年度検査済
19	トリクロロエチレン														※2 R6年度検査済
20	PFOS及びPFOA	●			●			●				●			※3 R8年度からの追加項目
21	ベンゼン														※2 R6年度検査済
22	塩素酸	●			●			●				●			省略不可
23	クロロ酢酸	●			●			●				●			省略不可
24	クロロホルム	●			●			●				●			省略不可
25	ジクロロ酢酸	●			●			●				●			省略不可
26	ジブromクロロメタン	●			●			●				●			省略不可
27	臭素酸	●			●			●				●			省略不可
28	総トリハロメタン	●			●			●				●			省略不可
29	トリクロロ酢酸	●			●			●				●			省略不可
30	ブromジクロロメタン	●			●			●				●			省略不可
31	ブromホルム	●			●			●				●			省略不可
32	ホルムアルデヒド	●			●			●				●			省略不可
33	亜鉛及びその化合物														※2 R6年度検査済
34	アルミニウム及びその化合物	●													※1
35	鉄及びその化合物														※2 R6年度検査済
36	銅及びその化合物														※2 R6年度検査済
37	ナトリウム及びその化合物														※2 R6年度検査済
38	マンガン及びその化合物														※2 R6年度検査済
39	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)														※2 R6年度検査済
41	蒸発残留物	●													※1
42	陰イオン界面活性剤														※2 R6年度検査済
43	ジェオスミン														※2 R6年度検査済
44	2-メチルイソボルネオール														※2 R6年度検査済
45	非イオン界面活性剤														※2 R6年度検査済
46	フェノール類														※2 R6年度検査済
47	有機物(全有機炭素「TOC」の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
48	pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
49	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
50	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
51	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
52	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可

※1) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間における検査結果が、基準値の5分の1以下であるため、1年に1回以上実施とする。

※2) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間における検査結果が、基準値の10分の1以下であるため、3年に1回以上実施とする。

※3) PFOS及びPFOAについても、第15条第1項第3号ハのただし書き以下の規定を適用できることとする。

【別表-2】令和8年度水質検査予定表（浄水）

○出雲市水道事業との共用施設、施設の管理は出雲市水道事業に委託

No.	検査項目	仙山・島津屋(多伎水源)系多伎浄水場				採水箇所				出雲市多伎町地内					備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
3	カドミウム及びその化合物							●							※2 検査年度
4	水銀及びその化合物							●							※2 検査年度
5	セレン及びその化合物							●							※2 検査年度
6	鉛及びその化合物							●							※2 検査年度
7	ヒ素及びその化合物							●							※2 検査年度
8	六価クロム化合物							●							※2 検査年度
9	亜硝酸態窒素							●							※2 検査年度
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			●				●			●		●		省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素							●							※2 検査年度
12	フッ素及びその化合物							●							※2 検査年度
13	ホウ素及びその化合物							●							※2 検査年度
14	四塩化炭素							●							※2 検査年度
15	1,4-ジオキサン							●							※2 検査年度
16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン							●							※2 検査年度
17	ジクロロメタン							●							※2 検査年度
18	テトラクロロエチレン							●							※2 検査年度
19	トリクロロエチレン							●							※2 検査年度
20	PFOS及びPFOA			●				●			●		●		※3 R8年度からの追加項目
21	ベンゼン							●							※2 検査年度
22	塩素酸			●				●			●		●		省略不可
23	クロロ酢酸			●				●			●		●		省略不可
24	クロロホルム			●				●			●		●		省略不可
25	ジクロロ酢酸			●				●			●		●		省略不可
26	ジブロモクロロメタン			●				●			●		●		省略不可
27	臭素酸			●				●			●		●		省略不可
28	総トリハロメタン			●				●			●		●		省略不可
29	トリクロロ酢酸			●				●			●		●		省略不可
30	ブロモジクロロメタン			●				●			●		●		省略不可
31	ブロモホルム			●				●			●		●		省略不可
32	ホルムアルデヒド			●				●			●		●		省略不可
33	亜鉛及びその化合物							●							※2 検査年度
34	アルミニウム及びその化合物							●							※2 検査年度
35	鉄及びその化合物							●							※2 検査年度
36	銅及びその化合物							●							※2 検査年度
37	ナトリウム及びその化合物							●							※2 検査年度
38	マンガン及びその化合物							●							※2 検査年度
39	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			●				●			●		●		
41	蒸発残留物			●				●			●		●		
42	陰イオン界面活性剤							●							※2 検査年度
43	ジェオスミン							●							※2 検査年度
44	2-メチルイソボルネオール							●							※2 検査年度
45	非イオン界面活性剤							●							※2 検査年度
46	フェノール類							●							※2 検査年度
47	有機物(全有機炭素「TOC」の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
48	pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
49	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
50	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
51	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可
52	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可

※1) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間における検査結果が、基準値の5分の1以下であるため、1年に1回以上実施とする。
 ※2) 水道法施行規則第15条第1項第3号ハに基づき、過去3年間における検査結果が、基準値の10分の1以下であるため、3年に1回以上実施とする。
 ※3) PFOS及びPFOAについても、第15条第1項第3号ハのただし書き以下の規定を適用できることとする。
 ※4) 原水の検査も出雲市水道事業に委託

【別表-2】令和8年度水質検査予定表（原水）

○大田市上水道

No.	検査項目	高利水系池田配水池				採水箇所				高利水源				備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌				●										
2	大腸菌				●										
3	カドミウム及びその化合物				●										
4	水銀及びその化合物				●										
5	セレン及びその化合物				●										
6	鉛及びその化合物				●										
7	ヒ素及びその化合物				●										
8	六価クロム化合物				●										
9	亜硝酸態窒素				●										
10	シアン化物イオン及び塩化シアン				●										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				●										
12	フッ素及びその化合物				●										
13	ホウ素及びその化合物				●										
14	四塩化炭素				●										
15	1,4-ジオキサン				●										
16	シス-1,2ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン				●										
17	ジクロロメタン				●										
18	テトラクロロエチレン				●										
19	トリクロロエチレン				●										
20	PFOS及びPFOA				●										R8年度からの追加項目
21	ベンゼン				●										
22	塩素酸														消毒副生成物のため削除
23	クロロ酢酸														消毒副生成物のため削除
24	クロロホルム														消毒副生成物のため削除
25	ジクロロ酢酸														消毒副生成物のため削除
26	ジブromクロロメタン														消毒副生成物のため削除
27	臭素酸														消毒副生成物のため削除
28	総トリハロメタン														消毒副生成物のため削除
29	トリクロロ酢酸														消毒副生成物のため削除
30	ブromジクロロメタン														消毒副生成物のため削除
31	ブromホルム														消毒副生成物のため削除
32	ホルムアルデヒド														消毒副生成物のため削除
33	亜鉛及びその化合物				●										
34	アルミニウム及びその化合物				●										
35	鉄及びその化合物				●										
36	銅及びその化合物				●										
37	ナトリウム及びその化合物				●										
38	マンガン及びその化合物				●										
39	塩化物イオン				●										
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)				●										
41	蒸発残留物				●										
42	陰イオン界面活性剤				●										
43	ジェオスミン				●										
44	2-メチルイソボルネオール				●										
45	非イオン界面活性剤				●										
46	フェノール類				●										
47	有機物(全有機炭素「TOC」の量)				●										
48	pH値				●										
49	味														原水のため削除
50	臭気				●										
51	色度				●										
52	濁度				●										
-	クリプトスポリジウム指標菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	レベル3
-	クリプトスポリジウム・ジアルジア			●			●				●			●	レベル3

【別表-2】令和8年度水質検査予定表（原水）

○大田市上水道

No.	検査項目	伊勢階水系伊勢階配水池				採水箇所				伊勢階水源				備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	一般細菌				●									
2	大腸菌				●									
3	カドミウム及びその化合物				●									
4	水銀及びその化合物				●									
5	セレン及びその化合物				●									
6	鉛及びその化合物				●									
7	ヒ素及びその化合物				●									
8	六価クロム化合物				●									
9	亜硝酸態窒素				●									
10	シアン化物イオン及び塩化シアン				●									
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				●									
12	フッ素及びその化合物				●									
13	ホウ素及びその化合物				●									
14	四塩化炭素				●									
15	1,4-ジオキサン				●									
16	シス-1,2ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン				●									
17	ジクロロメタン				●									
18	テトラクロロエチレン				●									
19	トリクロロエチレン				●									
20	PFOS及びPFOA				●									R8年度からの追加項目
21	ベンゼン				●									
22	塩素酸													消毒副生成物のため削除
23	クロロ酢酸													消毒副生成物のため削除
24	クロロホルム													消毒副生成物のため削除
25	ジクロロ酢酸													消毒副生成物のため削除
26	ジブromクロロメタン													消毒副生成物のため削除
27	臭素酸													消毒副生成物のため削除
28	総トリハロメタン													消毒副生成物のため削除
29	トリクロロ酢酸													消毒副生成物のため削除
30	ブromジクロロメタン													消毒副生成物のため削除
31	ブromホルム													消毒副生成物のため削除
32	ホルムアルデヒド													消毒副生成物のため削除
33	亜鉛及びその化合物				●									
34	アルミニウム及びその化合物				●									
35	鉄及びその化合物				●									
36	銅及びその化合物				●									
37	ナトリウム及びその化合物				●									
38	マンガン及びその化合物				●									
39	塩化物イオン				●									
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)				●									
41	蒸発残留物				●									
42	陰イオン界面活性剤				●									
43	ジェオスミン				●									
44	2-メチルイソボルネオール				●									
45	非イオン界面活性剤				●									
46	フェノール類				●									
47	有機物(全有機炭素「TOC」の量)				●									
48	pH値				●									
49	味													原水のため削除
50	臭気				●									
51	色度				●									
52	濁度				●									
-	クリプトスポリジウム指標菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	レベル3
-	クリプトスポリジウム・ジアルジア			●			●				●		●	レベル3

【別表-2】令和8年度水質検査予定表（原水）

○大田市上水道

配水系統		湯里水系湯里配水池				採水箇所				湯里水源				備考
No.	検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	一般細菌				●									
2	大腸菌				●									
3	カドミウム及びその化合物				●									
4	水銀及びその化合物				●									
5	セレン及びその化合物				●									
6	鉛及びその化合物				●									
7	ヒ素及びその化合物				●									
8	六価クロム化合物				●									
9	亜硝酸態窒素				●									
10	シアン化物イオン及び塩化シアン				●									
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				●									
12	フッ素及びその化合物				●									
13	ホウ素及びその化合物				●									
14	四塩化炭素				●									
15	1,4-ジオキサン				●									
16	シス-1,2ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン				●									
17	ジクロロメタン				●									
18	テトラクロロエチレン				●									
19	トリクロロエチレン				●									
20	PFOS及びPFOA				●									R8年度からの追加項目
21	ベンゼン				●									
22	塩素酸													消毒副生成物のため削除
23	クロロ酢酸													消毒副生成物のため削除
24	クロロホルム													消毒副生成物のため削除
25	ジクロロ酢酸													消毒副生成物のため削除
26	ジブromクロロメタン													消毒副生成物のため削除
27	臭素酸													消毒副生成物のため削除
28	総トリハロメタン													消毒副生成物のため削除
29	トリクロロ酢酸													消毒副生成物のため削除
30	ブromジクロロメタン													消毒副生成物のため削除
31	ブromホルム													消毒副生成物のため削除
32	ホルムアルデヒド													消毒副生成物のため削除
33	亜鉛及びその化合物				●									
34	アルミニウム及びその化合物				●									
35	鉄及びその化合物				●									
36	銅及びその化合物				●									
37	ナトリウム及びその化合物				●									
38	マンガン及びその化合物				●									
39	塩化物イオン				●									
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)				●									
41	蒸発残留物				●									
42	陰イオン界面活性剤				●									
43	ジェオスミン				●									
44	2-メチルイソボルネオール				●									
45	非イオン界面活性剤				●									
46	フェノール類				●									
47	有機物(全有機炭素「TOC」の量)				●									
48	pH値				●									
49	味													原水のため削除
50	臭気				●									
51	色度				●									
52	濁度				●									
-	クリプトスポリジウム指標菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	レベル3
-	クリプトスポリジウム・ジアルジア			●			●				●		●	レベル3

